

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①平成27年度光市水道事業決算見込みの概要

説 明：福島水道局長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①平成27年度光市病院事業等決算見込みについて

説明：西村病院局経営企画課長 ～別紙

質疑

○森戸委員

ちょっとナイスケアまほろばについてお尋ねをいたします。こういった老人保健施設、今一般的な老人保健施設なんですが、ここという意味ではなくて、一般的に業界の経営状況というのはどうなんですか。儲かっているのか、儲かってないか、黒字なのか、赤字なのか、その辺はどうなんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

お答えします。

公営企業の老人保健施設に対しては、赤字のところが多いです。黒字になっているところも繰入金によって黒字化しているところが多いと認識しております。

以上です。

○森戸委員

公営企業ではなくて、一般的に民間の部分ではどうなんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

民間のほうですけれども、老人保健施設としては収支がトントンというか、赤字黒字でいけば少しの黒字というように把握しております。

○森戸委員

昨年より赤字幅も拡大をしていますよね。ずっと赤字の状況が続いているんじゃないかと思うんですが、先ほどの説明の中で、民間との激しい競争というお話がありました。その激しい状況の中で、要は民間にでも裏返しであれば民間でできるというふうにもとれると思うんですが、今後のこういった赤字の解消にはどういうふうに努めていかれようとしているんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

公営企業としまして、私どもの老人保健施設事業に関しては、4人部屋がほとんどという形になっております。民間の企業も4人部屋が多いんですけども、今後改修とか、

これから新設で建てられる老人保健施設並びに特別養護老人ホームに関しては、個室化ということになっておりまして、個室になれば大体平均して15万円、4人部屋の料金体系としては大体10万円という設定になっております。

やはり低所得者には、私どものような老人保健施設が必要だと感じておりますので、今後も引き続き老人保健施設事業を行えたらいいと思っております。

○森戸委員

たまたまなんですけど、きのう社協の視察で、山口市の梅光苑ていうところに行ってきました。この梅光苑というのは、山口市で初めてできた特養で、県内でも相当初期にできた特養だと聞いております。グループホームも持っていらっしゃるって、県内での初のグループホームだということで、そこは社会福祉法人が経営をしております。当然、低所得者の方がたくさんいらっしゃるということで個室はほとんどなくて、今おっしゃられたように4人部屋がほとんどということでやられています。

ですから、低所得者の方のためにという部分はわかるんですけど、その部分は社会福祉法人としても実際にやってらっしゃるところが当然あるわけですよ。そこが黒字かどうかわかりませんが、逆に言うと、そういった担い手は実際にいるんだということとは言えると思います。

ですから、とは言いながらも、赤字のまま、このまま続けていくことができるのかどうかだと思ってしまうんですが。何らかの改善策というのはいないんですかね。その辺はどのように考えてらっしゃるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

今委員さんの質問のとおりにお答えできるかどうかわかりませんが、まず先ほどおっしゃられた梅光苑さんというのは特別養護老人ホームになりまして、私どものほうは介護老人保健施設という施設になります。この違いというのはリハビリ行って、そして要は特養さんに行かれる方もしくは自宅へ帰られる方の中間、病院からの中間施設としての役割である介護老人保健施設、当施設のような施設ですので、またちょっと機能としては違うかと思われまして。

赤字改善策としましては、今入所のほうは69人程度の実績がありまして、ほぼ満床状態という形になっております。ですが、通所サービス、デイケアのほうがちょっと今停滞しておりますので、そちらのほうの人数を上げるように、各居宅サービス事業者のほうへ回って、通所の方の増加を目指しているところでございます。

以上です。

○森戸委員

毎回聞くんですけど、大体同じ回答だと思います、いつも。さらに悪いことに赤字がふえてるというような状況ですから、それは目的といいますかね、そういう部分はわかりますけれども、毎年同じような話だなというのが感想ですかね。その赤字の解消の部分については、もうちょっときちんと精査をしていただきたいなと思います。

以上です。

○土橋委員

きのううちに電話がありましてね、ちょっとその辺では病院にも話をしたんじゃないけどもという前置きはあったんですが、名前は後で言いますけども、もしそういう病院に対するお願いだとか苦情だとかっていうものが寄せられた場合には、病院としてはどのような形で、その人にお返しをしてるんだろうかというのを、まず最初に聞きたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

基本的に苦情等がありましたら口頭とか文章にもよりますけども、その回答というか対応について、文書が来られ方には文書で回答するようにしています。

○土橋委員

そうすると、文書でない場合は、口頭の場合は口頭ですか。

○田村光総合病院事務部長

口頭の場合でも、その方の特定ができて住所とかわかればあれですけども、単純に話に来られてどなたかわからない場合には、電話番号等ありましたら電話ですけども、住所、名前とかははっきりわかれば文書で送付することもございます。

○土橋委員

大和の人なんで、あなたも御存じなんで、あとで名前も住所も皆がしゃべりますけども、あした、いわゆるきょうですね。きょうあるんなら、ちゃんと言うて返事もろうてくれちゃうような話になってね、どうでも。

ただ、私自身もよくわからないところもあるんであれですけども、まず一つは、光市民病院のつくりですね。待合室なのか廊下なのかと、今度つくられるというようなものとの兼ね合いもあるかもしれませんけれども、どういうことですかと聞いたら、あそこは廊下じゃないかと、待合室じゃないと。それはまあそうじゃけどもって、何かしらん、私が病院の職員になったような話になったんですけども、それが一つですね。

それと、これはよその病院でも皆、そうなんじゃないかなとは思ってたんですが、体温だとか何だとかかんだとかというのは、待合室のところ看護婦さんとのやりとりがあってやってるんですけども、私はそんなに違和感感じたことはないんですけども、その人は物すごく違和感を感じたというふうに言われるんですよ。個人情報皆がわかるじゃないかとかちゅう話になりまして、その辺じゃあなた方のほうがベテランですから、よくよくその方に説明をお願いしたいと。

それと、普通病人と先生が向き合うときには、対面で向き合って診察してくれるんじゃないのかと、何で先生が横を向いちゃうのかと。私も3週間光総合にお世話になったんですけども、確かにそれは先生、横になって私とこう、顔だけこっちを向いてとい

うようなのがありましたけども。私は鈍感なのか、余りそれは違和感としては感じなかったんですけども、なるほどそういうふうにする人もいるんだなというふうに思いました。

これ公でしゃべってくれと言うからしゃべりよるんですけども、ぜひ事務長さんがいいのか、事務長さんは大和やから、帰りにでもちょっと寄ってもろうて、土橋委員からこういうふうな話を聞いたけども、こうですからというのをちゃんとしゃべっておいてほしいんですが、約束していただけますか。

○田村光総合病院事務部長

ここで今のを答えてもよろしいですけども、わかれば帰りに説明にまいります。

○土橋委員

よろしく申し上げます。

あれと、私は、さっきも言いましたように、3週間ほどちょっと検査入院という形で入院をさしていただきました、その節は大変お世話になりました。いろいろ聞いてたんですよね、私は。光総合病院は愛想がないと、接遇態度が非常によろしくないというようなことも聞いておりました。入院して、そのところが一番気になっただけなんですけども、別に上手言うわけじゃありませんけどもね、感心しました、話として何でそういう話があったんだろうかと、非常に悪いというようなね。

そうしましたところ、知り合いが私のお見舞いに来てくれて、そんな話をしましたら、「それはおまえじゃけえや」というような、わかったような、わからんこと言われる人いましたけども。1階において、リハビリもやったときも同じなんですよね。3階ならそりゃ確かに連判状回っちゃうかもわからんけども、1階なら何も回ってないだろうと、私は安心をして退院をしましたけども。

今後ともそういうような教育というんですか、ものはちゃんと続いてやっていただきたいと、非常に気持ちがいいと、入院患者にとっては。それだけをお願いをしておきたいと思います。何かありましたら、一言コメントください。

○田村光総合病院事務部長

ありがとうございます。なかなかお褒めの言葉何件かありますけども、上がってくるのは苦情のほうが多くて、看護部とか医療部とかそれぞれ患者さんに対してのサービス関係は常に努力してるところです。特に患者さんからそういうふうと言われると、みんな喜ぶと思います。帰って報告しておきます、ありがとうございます。（「報告はせんでもええけど」と呼ぶ者あり）

○森戸委員

ちょっとお尋ねをいたします。26年の3月に、総合病院の移転新築整備基本計画が提出をされて、継続審議となって可決をされたわけなんですけども、その基本設計、基本計画の部分から今変わった部分をお知らせをいただけたらと思います。建築単価なり平米数

なり、概算の金額なり、そんなところがわかれば教えてください。

○田村病院局管理部長

基本計画と変わった点は、まず単価でございますけれども、平米30万円で計画をして、面積が1万6,800m²で、合わせまして50億4,000万円の金額でございます。現状この前、基本設計を3月末にお示しをさせていただいておりますけれども、概算工事費が税抜きでございますけれども72億8,000万円、それと面積が1万6,800のところ約1万7,680、託児所とかそれ以外の施設もございまして、病院本体としましたら約1万7,680m²で、約これが800から900m²ふえております。単価が上がったことと、延べ床面積が変わったということでございます。

その他、病床数であったり診療科であったり、そういったところは基本計画のままでございます。

以上です。

○森戸委員

単価が上がったと言われましたが、30万円から幾らに上がったんですか。

○田村病院局管理部長

ちょっと今、申しわけございません、電卓持ってないんで、1万7,600m²、72億8,000万円から割り戻して、約41万円か42万円程度になったというふうに記憶しております、濟いませぬ。

○森戸委員

ちょっと確かなところを聞きたいんですが、なぜかと言うと、その26年のときの議決から変わった点があるので、そここのところをはっきりしたいという意味、大意がありますので、ちょっと正確な単価を教えてくださいませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村病院局管理部長

約41万2,000円程度でございます。

○森戸委員

26年当時であれば、平米単価が30万円で1万6,800m²から41万円ちょいの単価で1万7,680m²に変わったということで、金額的にはどのぐらいの差になったわけですか。差です。

○田村病院局管理部長

約5億5,000万円でございます。

○森戸委員

わかりました。当時といいますか、その議決の中身を見ていくと、建築費は可能な限り交付税の措置対象単価から上限までとなるように努めるというふうに書かれているわけなんですけど、この時点での上限というのは幾らだったんですか、30万円ということなんですか。

○田村病院局管理部長

30万円でございます。

○森戸委員

わかりました。30万円から41万円に変わったということは、我々の議決の内容が変わったとも言えるんじゃないかと思うんですが、努めるということですので、どういうふうに解釈をしたらいいんですかね。

○田村病院局管理部長

先ほど交付税措置30万円とお答えをいたしましたけども、その後、国のほうが36万円に6万円ほどアップはしております。実のところ36万円になったとしても今41万円ですから、5万円弱の乖離はございます。

現状、これは病院といたしましても、そういった交付税措置をもっとふやしてくださいという要望等をさせていただいておるんですけども、現状今36万円ということで5万円の乖離があるというのは事実でございます。

○森戸委員

ちょっとテクニク的にわかりませんが、要は議決の部分と乖離があるわけですよ。その部分は我々としては変わらない交付税の措置対象単価から上限までとなるように努めるということで議決をしたわけなんですけど、それからもう既に単価アップをしている状況で、なら、要は議決から出てるとも言えるんじゃないかと思うんですが、その辺のところはどのようにお考えですか。

○田村病院局管理部長

おっしゃるように、議決の案件では30万円ということで、確かに議案の中には入れさせていただいておりますけども、ただ具体的な金額的なものが、あくまでも基本計画でございますので、その当時の。そうした中で具体的な金額が、議案としては上程をできなかったというところがございます。

それと、現状その当時も含めまして、どんどんどんどん単価は上がっておったという現状がございまして、その辺でいかにして議案としてそういうもの出すかということで、病院としてもかなり苦慮をしたということでございまして、そういった中であのような表現をさせていただいたということでございます。

○森戸委員

了解しました。今後も今交付税の単価について、さらに上げていただくよう何か要望してというようなことだったんですが、今後当然その交付税の措置対象単価が変更になる可能性はあるんですか。アップという観点で。

○田村病院局管理部長

具体的にちょっと話を申し上げますと、昨年でしたか、全国自治体病院開設者協議会というのがございまして、そこで市長のほうで公立病院というか、地方の公立病院の現状ということで、総会の中で時間をいただきまして、しゃべる機会ございまして。

そうした中で、その当時は36万円に上がっておりましたけれども、小さな地方自治体がこういった公立病院つくる中で、36万円というのはやっぱり厳しいと、現状の単価、上げ幅を見ましてですね。そうした中でやはり上げていただきたいという、そういう意見と申しますか要望と申しますか、そういったものを市長が述べたという経緯がございます。それには政治家の方もいらっしゃったというような状況でございますけど、正式にものとして出したということではございませんけれども、そういう経緯はございます。

○森戸委員

引き続き、そういうことが認められるように要望していただきたいということをお願いいたします。

それと、この5.5億円、26年から上がったということで、一般会計の負担はどのぐらいふえたんですか。当時では、一般会計の負担の概算は67.5億円だったということだったんですが、どのぐらいにふえましたか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

まず、当初の計画でございます。事業費につきましては、ほとんど財源については病院事業債、それから一般会計からの出資を予定としておりました。病院事業債につきましては、事業費の4分の3、一般会計からの出資については4分の1を予定をいたしておりました。

それで、一般会計の出資につきましては、一般会計のほうで合併特例債を使用いたします。これも起債でございますので当然利息はつきます。ですから、一般会計の負担としましては、この一般会計の出資金、それから病院が起債を行いますけれども、その元利償還に対して2分の1を繰り出すというのがございますので、それが病院に対する一般会計の負担ということになります。

起債につきましては、医療機械、それから建物等ございますけれども、当時のかなり利率が高いときでございましたので、そのときは建物の利息を2.5%と見込んでおりました。それで機械については1.5%で見込んでおりました。それで、そのときの負担が

約67億円ぐらいということでございますけれども、最近はちょっと利率がかなり低くなっております。

それで、建物につきましては1%、機械については0.2%で再度利息を見直して、また事業費がふえておりますので、起債の額もふやして再計算をしてみましたところ、現状の建築費がふえた段階での起債の元利償還金については約123億円でございます、一般会計に対する負担は約76億8,000万円となります。その差額のうち約6億円、一般会計負担金がふえるということになろうかと思われまます。

ただ、30年間で6億円でございますんで、年にすれば2,000万円程度の増加になるというふうに思われます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。一番心配してたのは、どのぐらい変わってきたのかというのが、皆目つかめなかったんですね。当然金利も下がるでしょうし、建物も2.5が1%、医療機械の1.5が0.2%ですから相当下がってますね。ですから、そういう変化もわかりませんでしたので、このタイミングで聞かないと聞かぬときないだろうなと思って聞きました。

どちらにしても、当初の1万6,800m²、30万円の単価から、それが41万円の単価になって1万7,680m²ですかね。それからすると、当初の基本計画からすると約20億円近い差が出てきておりますので、それを単に、単価が上がったらしやうがないというんではなくて、やっぱりこのまま野放図にふえてっても、議決から相当乖離をしていくということが我々としては一番危惧しているところでございますので、変わったら変わったで、何らかの時点で御説明をいただくといいなと思います。

そういうのが一点と、もう一点は、例えば当初の予算の範囲内で納めようという考え方はなかったんですか。例えば、その分、減らしましょうと、平米数を減らしましょうとかですね。

なぜこういうことを言うかといいますと、税収も市としては少なくなって、法人税収も少なくなってきてるわけですし、今後人口減少が見込まれて、トータルとしての経営が相当厳しくなってくる。市道の舗装もできないような状況が一方ではあるわけでございますから、単価が上がったからふえました、済みませんじゃ困るわけなんです、その辺のところはどういうふうに考えてらっしゃいますかね、考えておられましたですかね。

○田村病院局管理部長

単価につきましては、今この基本計画のベースになったのが、平成25年の2月に、「光総合病院の今後のあり方について」というものをお出ししております。それをもとに平成26年3月議会に基本計画という形で議案を上程させていただき、確か26年の9月に議決をいただいたというふうに認識しておりますけれども。

今委員さん言われるように、確かに平米数のところはある程度枠をはめました。それが1万6,800m²でございますけれども、これは病床210で割りますと、1ベッド当たり80m²

になります。

一つの根拠として考えたのが、総務省のほうで公立病院経営改善の資料というものを
出しておきまして、平成11年から平成20年、これは平成22年に資料が出ておりますけど
も、平成11年から平成20年までの10年間で増改築した公立病院の平均の病床数が約80m²
であったということの一つ基本に置き、その単価につきましては、先ほど申したように
交付税措置の30万円を一応根拠とさせていただいております。

ただ、光病院を病床開設に当たりまして、現在の医療法でクリアできない問題がござ
います。それは患者1人当たりのベッド面積が4.3m²、これは旧医療法ですね。ただ、
現在の医療法、新しく増改築したり建てかえる場合は、1人当たり6.4m²。それとか
建築価格の問題もございまして、若干その辺でふえるということは想定しておいて、い
わゆるそういった中で一つの80m²というものを考えてきたわけでありまして、実
際現場とこういうやりとりをいろいろやる中で、若干こちらの想定以上といたしますか、
ちょっと想定を面積的には上回ったというのが現状でございます。

○森戸委員

廊下の幅とかそういうところは専門的なので私にはちょっとわかりませんが、1番は、
このまま知らず知らずのうちに、また単価が当然上がるかもわかりませんし、30年でた
った6億円かもしれないが、知らないところでふえてくというのは私としては一番恐
ろしいといたしますかね。その廊下幅の部分が本当に必要なのかというのは、私では判断
ができませんが、何らかのまだ工夫はできるんじゃないかと思うんですが、その辺の
ところはいかがですかね。私は今の光市の財政状況からすると、非常に厳しい状況では
ないかなと思いますけれども。

○田村病院局管理部長

この今の72億8,000万円というのは、前基本設計の時点での金額でございます。これ
が今後今から実施設計を今年度やっていくような形になりますけれども、この中でこの金
額が今より下がるか上がるかというのが、申しわけございません、今現状ちょっと申し
上げることができませんけれども。

ただ、このたび、実施設計をやるに当たりまして、E C I方式ということを採用させ
ていただいております。この基本的な考え方は、あくまでも金額ニーズではなくて、施
工工事予定者、それと設計事務所、そういったところのノウハウといたしますか、V E提
案と議会のほうでも御説明させていただいておりますけれども、要するに品質を変えずに
コストを下げていくと、そういった手法を用いております。

これは何十億円という削減金額には当然ならないとは思いますが、やはりそう
いったコスト削減を図っていくというのは、一つ理由としてはこのたびの方式を採用す
ることによって行っていきたいというふうには考えております。

○森戸委員

了解をいたしました。私としても引き続き注視をしていきたいということと、ここで

警鐘を鳴らしておきたいという意味で質問をさせていただきました。

以上で終わります。

○木村（則）委員

ちょっと今、先行委員のちょっと関連で一つだけまずお尋ねしておきたいと思えますけども、ちょっとコストに関してです。今示されている72億8,000万円のコストといったものは、今回の光総合移転新築において必要なもので含まれていないもの、あるいは含まれているものでも結構なんですけども、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○田村病院局管理部長

この72億8,000万円というのは基本設計でも上げております概算工事費でございます。この概算工事費の中身につきましては、当然病院本体であったり、あるいはそこで電気設備そういったもの、それと外構、保育所などの附帯施設、そういったものが全て入ったもので72億8,000万円という工事費を上げております。

それ以外に、基本計画の中でお示ししておりますように、医療機器整備ということで15億円、それとサインといいますか看板といいますか、そういったものも基本計画の中では上げております。

以上です。

○木村（則）委員

そのあたり、基本計画にあった数字、ちょっと今確認できませんでしょうかね。ということは、これちょっと敷地は含まれていない。それから解体工事も含まれていないということだろうと思えます。

先ほどはサインとかあるいは重機だとかというのは一定のものが見込まれているんでしょうけれども、これ全体で幾らかってわかりませんか。（「トータル」と呼ぶ者あり）

○田村病院局管理部長

当初基本計画といいますか基本計画の参考資料でございますけども、その中には建築工事費、先ほどから言っておりますように50億4,000万円でございます。それと、設計管理費であったり、医療機械15億円、外構附帯設備、用地取得費、これは8億8,000万円を上げておると思えますけれども、その他費用も含めまして約80億円の金額でございます。

それに対して先ほど課長のほうから建物の利息の関係でございますけども、建物について2.5、機械については1.5で計算をして、約108億円というものを基本計画の説明資料では出させていただいておると思えます。

それに対しまして、このたびの基本設計ができた段階での概算の費用でございますけども、工事費につきましては先ほど言った72億8,000万円でありますし、あと設計とか

監理料あるいは医療機器、外構、附帯施設、そういったものもあわせると現状は約108億円で計算をしております。

ただ、先ほど申したように、利率を建物が1.0%、機械を0.1%ということで、これもおおよそでございますけれども123億円程度ということでございます。（発言する者あり）

○木村（則）委員

はい、わかりました。それではちょっと、これからは少し、せんだっての基本設計案に対して幾らか、ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、一つ一つ確認をさせていただきたいと思います。

まず、ちょっと配置、外構あるいは附帯工事についてお尋ねをしてみたいと思いますけれども。まず今回は、車椅子用の駐車場というのは何台確保されているんですか。

○田村病院局管理部長

これ基本計画の概要版でございますけれども、ここの4ページに、出入り口の隣に車椅子使用者駐車場ということで、それと透析用の駐車場、これを一番近場に置かせていただいておりますけれども。申しわけございません、ちょっと今、手元に資料持っておりませんので、車椅子の駐車場何台かというのは、申しわけございません、台数的には確認をしております、済いません。

○木村（則）委員

そうです。じゃ、ですね、この場では結構ですけれども、実際現在の光総合にあっては、どうも車椅子用の駐車場が足りないというようなことが、指摘もされています。実際に何台程度が適当なのかということがあろうかと思っておりますので、そのあたりしっかり確保お願いしたいと。

それから、中間図見ると、確かに車椅子おりて入り口までは幾らか深いひさしがかかって、雨にぬれないような状況なんですけれども、これやっぱり乗りおりのときに、雨にぬれないということをしてあげるの親切ではないかなというふうには思います。ちょっとそのあたりも含めて御検討をお願いしたいと思います。

それから、今回ちょっとヘリポートに関してなんですけれども、このヘリポートの運用に関しては、ちょっとどのようなケースが考えられるのか教えていただきたいと思います。

○田村病院局管理部長

ヘリポートの設定といたしましては、光総合病院の入院患者さんで急変が起こった場合に、ヘリポート使って搬送させていただくと。あるいはこの近くで、そういった大事故等あった場合には、直に光総合病院で受診が難しいというような患者さんについては、ヘリポートを要請して、それからということとは想定をしております。

以上です。

○木村（則）委員

という、それはもちろんヘリポートいろんなケースがあろうかと思いますが。市内で重大事故が起きたときに、救急車でこのヘリポートまで搬送して、それからドクターヘリに乗りかえるであるとか。先ほどの今の急変というのは、あの場合は、宇部からじゃドクターヘリがここにやってきて、これに乗せて宇部あたり、例えばですけどね、運んでいくということなんですよ。

○田村病院局管理部長

基本的には、山口大学のほうに本部がございますので、離発着はその山口大学からになります。ただ、患者さんの状態によってはそれを3次である徳山中央病院であったりとか、山口医療センターであったり、大学に行くこともあろうかと思いますが。

○木村（則）委員

はい、わかりました。それでは、ちょっとそのまた外部の件でちょっとお尋ねしたいんですけれども。

まず1階の外来の前に壁面緑化がしてあります。今回割と周辺、自然環境恵まれたところに立地するわけですので、こういった壁面緑化が本当に必要であろうかというふうに考えるわけです。つくればつくったなりにコストもかかるわけですし、私はそれよりは外来の中待ちから今外が見えるような状況なんですけれども、そこに幾らか植栽をして、中待ちからのそういう緑が見えるような状況つくって上げたほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○田村病院局管理部長

意見はお聞きしましたので、どういう形になるかわかりませんが、お聞きをいたしました。

○木村（則）委員

はい、わかりました。せっかくだすからね、一度検討はしていただきたいと思います。恐らくこれだけの面積の壁面緑化やれば、ランニングコストも含めて、一定の管理にも本当にお金がかかってしまいます。そういったことでコストということも考え合わせると、少しでも縮減できるところは縮減していくということのほうがよろしいかなと思います。

それから、2階の外来の上というのはかなり大きい屋上になっておりまして、今はそこに太陽光がついております。もちろん屋上にもついているんですけども、これちなみに2階と屋上の太陽光、合わせて何キロワットなんですかね。

○田村病院局管理部長

濟いません、ちょっと資料持ち合わせておりません、濟いません。

○木村（則）委員

わかりました。ぜひ、それはもちろん太陽光はしっかり、取りつけていただきたいと思うんですが、というのは申し上げたいのは、この2階のテラスが有効に活用されていないのが非常に気になるんですね。今2階の南側に関しては、管理室とリハビリが配置されているわけですが、リハビリからはこの太陽光パネルの裏側しか見えない。そういう景観なんですね、恐らく。

そもそも、ここって何か出ていけないもんなんですかね。2階にも病室もあつたりもしますし、この憩いの場にはならないのかな。あの食堂と4人の病室の前に植栽があつてね、幾らかあるんですけど、これ何か出ていかない理由というのは何なんでしょうね。

○田村病院局管理部長

若干委員さんと認識が違うかもしれませんが、病院というのはあくまでも入院患者さんのための病院であると思っております。一般的なホテル、そういったものと違うというものはあります。

病院の中で一番、入院患者さんをいかにして安全安心で快適に過ごしていただけるかというのが一つの考え方でございまして、やはりいろいろと患者さんが病院外であったり病院以外に出ていくということは、非常に病院としては問題があるというふうに認識しておりますので、いろんな問題が起こる可能性があるということでございます。

○木村（則）委員

もちろん、病院で治療を受けて完治をするということが本来の目的ではあるかと思えますけれども、いかに心地よく入院ができるかといったときに、とんでもないデパートの屋上の公園をつくれという話じゃないんだけど、ちょっと外に出ていけるということの心地よさというのは、僕はあるのではないかなと思いますけど、これちなみに3階、4階においても、病室の前にはテラス上のものというのがぐるっと回っているように立面からうかがえるんですけども、そのテラスにはもちろんまた出てはいけませんよね。

○田村病院局管理部長

基本的には患者さんが出ていただくということは、現在では設定しておりません。

○木村（則）委員

じゃ、このテラスはどういう目的のテラスなんですか。

○田村病院局管理部長

基本的にはテラスがなかったらすぐ窓になります。その下が土になります。そこから転落する可能性は一つ考えられますので、そういった意味合いで、基本的には外には出れないけれども、そういうテラスをつけてる病院が一般的ではなかろうかと思っております。

ます。

○木村（則）委員

安全とか火災のときの避難だとか、そういったことについてるのではないかなと思います。

ちょっと1階のプランに戻りたいんですけども、今度は内部のほうにちょっと話を戻します。1階に入り口、エントランスがあって受付があるんですが、その脇にコンビニがあります。これは外からも利用できるようになってるんですけども、これには何かイートインのようなコーナーであるんですかね。

○田村光総合病院事務部長

コンビニの一角に想定をしています。

○木村（則）委員

何人ぐらいの客席ですか。

○田村光総合病院事務部長

そこに入る業者さんにもよりますんで何人ぐらいとは言われませんが、一応コンビニのところの広さが100m²を想定していますので、50ぐらいはとれるんじゃないかなというふうには考えてますけども。

○木村（則）委員

100m²というのはコンビニですよ。テナントとして貸し出す、その中をどう物売る場所とイートインコーナーをつくる場所、合わせて100m²ですよ。だから、その中で今おっしゃってたのが、それでも業者によって違うんでしょうけれども、今どきは外来の方、患者さんもお元気な方であるとか付き添いの方であるとか、そういったところで少しゆっくりお茶を飲みながら待合とかいうのも、早いというわけではありませんけれどもね、ちょっと雰囲気づくりにも非常に重要な役割を果たすと思いますので、そのあたりしっかりキャパがとれるような状況、雰囲気づくりをちょっとしていただきたいというふうに思います。

それと、これ2階、3階、4階、それぞれ食堂というのがありますけど、これどういう性格の食堂なんですかね。誰がどのように利用するんでしょうかね。

○田村光総合病院事務部長

これ食堂と記載してありますけども、基本的に診療報酬の中の患者食堂を想定してるんですけども、現状としては実際に食堂としても使えますけども対話をする場所とか、そのあたりに利用したいというふうに考えてます。

○木村（則）委員

そういうことなんだろうなと思います。ここで食事をされるというよりも、病室で食事をされることのほうが多いのかなとは思いますが。いや、そこで、先ほどの2階にあっては広いテラスにも出ていけないと。この3階、4階も、食堂がそういった対話とか談話のような利用に使えるにもかかわらず、ちょっとでも外へ出ていけないんですよ。

安全性とかということとは、それはもう普通の病室だって故意にですよ、と思えば、それは出てって、またそれを乗り越えればいい話ですよ。こういった食堂とか談話室に、やっぱり閉鎖的にそこにもう窓があってというんじゃないで、ちょっと軒がかかって実際に澄む空気が感じられるような場所を、ちょっとぐらいつくって上げたほうがね、僕は圧倒的にいいと思うんですよ。そのあたりちょっといかがでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

例えば屋上とかテラスとか、いろいろ院内でも話があります。一番問題になったのが、看護師の意見として、患者が外へ出るときに、みずから、間違いか不注意でけがをすとかいうのが若干述べられるんですけども、みずから進んでとか、一応薬とかもあるんで、その副作用とかいろいろありまして、問題をのけていくためには外に出さないという方策があって、最近の建物では御存じであるか、理解されているかどうかわかりませんが、岡山市立病院が最近建ちましたけども、あそこは窓が全く閉鎖されてます。そこまでじゃなくて出れない状況にはしたいとは思いますが、最近を含め大体そういうふうには危険というかみずから進んでいかれる方もいらっしゃると思いますので、そういうことは避けたいというふうに思っています。

1カ所のテラス、4階につくってあるんですけども、あそこが出られるときには、看護師がついて出るようにというふうな利用方法でいきたいということで組んであります。

○木村（則）委員

4階の緩和ケアのところには外部のテラスが少しあって、それは付き添いで出ていくということですね。そういう危険というのは、ここと同じ状況なんです。本当に故意にということであれば、それ中蓮の窓を乗り越えて、そのテラスに出て、それをまた乗り越えればいい話ですよ。つくり方によっては、それは4階から1階には落ちないですね。4階から2階のテラスか、1階ぐらい、それ。

例えば、3階と4階の外部のテラスを大きさを変えとけば、階高1階分ぐらいのことで済んだりはするんでしょうけども、どうなんですかね、いや、岡山がそういうやりだからとかそういう話じゃなくて、自分にとってどうなんだろう、患者さんにとってどうなんだろう。本当に物すごい詰めていくと、安全性のことは十分理解できますけれども、そういった安全性を確保しながらですよ。

そんなだっ広いのつくってくれという話じゃないですよ、本当にちょっと、5m角ぐらいのちょこっとでもあれば、外に風が感じられて気持ちいいんじゃないかなというふうには私は思います。もちろん階数によっては、いろんな外科とか内科とかね、整形とか何やらかんやらというのがありますからね。そういった精神的な疾患というのがある

ものでもないなどは思うんですが。

じゃ、ちょっと最後にもう1点だけ。これ空調の室外機というのは、大体どこに置く計画になってるんですかね。ちょっと音の問題とかね、これだけの規模になりますから、そういった設備的なことをどの程度クリアされているのかという観点でお尋ねしてみたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

基本的には最上階に置くことにしています。

○木村（則）委員

わかりました。あ、ごめん、もう1点だけ、済いません、最後の最後。2階、3階、4階にそれぞれ吹き抜けがあって、2階と3階にはそれぞれの吹き抜けから光庭というのがあって、これはあれですか、屋上から自然光を取り入れようというものなんですかね。

○田村光総合病院事務部長

そうですね。

○木村（則）委員

このぐらいの施設になってね、わざわざ本当に自然光取り入れるのがどうなのかちゅう話があるにはあって、実際これ廊下からそういう、このぐらいの大きさだろうと思いますけどもね。のぞくと下を見たり、上を見上げたりして、案外井戸の底にいて余りいい気持ちじゃないような気がするんで、私は要らないと思いますけれどもね、これはあくまでも私の意見です。

以上で質問を終わります。

○土橋委員

今の話し聞きながら思ったのは、何かあなた方のほうが先に、これはいけん、あれはいけん、それはいけんていうようなものつくっておいて、片一方じゃ、入札の制度としては企業の先進的な事例等をじゃね、吸収をして、そして患者から喜ばれるようなそういう病院をつくるんだというようなことを片一方じゃ言いながら、片一方じゃ死ぬかもわからんけ、皆取り締められと。もう自分らが責任をかるうちゃいけんもんじゃからね、もうがんじがらめにして。

だから目黒のサンマじゃないけどもじゃね、油もなけりゃ何にもないというようなね、すかすかの病院つくろうちゅうわけ。それはちょっと発想を変えんとね、ええ病院にならんと思うよ。これね、刑務所よりまだ悪いんじゃないの、これやったら。刑務所はまだ塩気のあるやつが、まだ飯云々のところにあると思うけどもじゃね。これはちょっと聞いちょっとね、何じゃこりゃと。ちょっと違うんじゃないかね。

そして、さっきの聞いておきましょうというのは、いい御意見だから聞いておきまし

ようというふうに解釈したんですが、それ以後、いや、それは違うと。おまえの言うたことは聞いちゃうとやと言うたにすぎないような気がしてならんのですよ。

同じことを言うようなけどもね、屋上の活用ちゅうのは、さっきは2階の活用というのがあったけども、そねに死ぬんが心配ならね、ゼネコンに死んじゃ困るんじやと言うたら、ゼネコンが考えますよ。あなた方はつくるほうの専門家じゃないんじやから。素人がね、ごちよごちよ言うたらおかしい。自殺防止の観点から設計をしてほしいと、死ぬのはまずいと、絶対だめよと言やいいだけのことでしょう。どうも発想がね、いけんね。あなた方のちょっと考えんにやいけん。

それと、これは数字的なものですけども、一番最初は、このぐらいの時期にこうやってあなあって、それで建てますよと、そうしたら財政的にはこういうふうになりますというのがありました。そのときには確か平成の30何年ぐらいには黒字になりますと、計画ではね。だから計画では、この計画では何年ごろに黒字になるというふうな、そういう予想を立てておられるのか、ちょっとお聞きしたい。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

前回お示ししたのは、平成30何年、ちょっと記憶が曖昧ですが、開院後数年は赤字が見込まれます。

○土橋委員

5年ぐらいやったけどな。

○西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長

数年間は赤字になりますけれども、しばらくすれば黒字になるというふうな資料をお示ししたと記憶しております。このたびも若干金額はふえますけれども、元利償還金の利息がかなり今利率が低下しておりますので、黒字になるペースは前回お示ししたのと余り変わらないというふうに考えております。

以上です。

○土橋委員

そうすると、別に心配ちゅうわけじゃないけど、心配せんでもええということでありませぬ。いろいろ皆さん、休憩中に話をしよったら、入札の条件として地元優先の、そうは言うても大きな工事が出たのはええけども、地元は何もあらへんわいやちゅう話じゃ、これも寂しい話でね。その辺なんですけども、当然病院のほうも抜かりはなくやられるとは思わんのですよ。やられるとは思わんのですが、世の中ちゅうのは裏の裏があって、S病院のような形でいったらですな、何のことはない名目は80%とか85%は地元へ投げますよって言いながら、実際にはそうじゃなかったというような、それがS病院の例があるわけですね。その辺をどうやって解決をするかというような、何かそういう方法は、地元優先になるような方法というのは考えておられるのかどうなのか、その辺をちょっと具体的なものがあつたらお聞きしたいと思わんのですよ。

○田村病院局管理部長

一般質問でも若干ちょっと御答弁さしてもらいましたけれども、今週の土曜日25日が、そのプロポーザルの審査委員会の開催日になっております。4社ほどゼネコンさんが今申し込みされておまして、その提案書の中に一般質問で申し上げましたように地元の活用、これは建築関係と建築以外だとかいろいろなことで、今提案書が出ております。

今委員さん言われるのは、実際一つの業者さん決まって、その後実施設計やって、今度建築になったときに、地元をちゃんと活用というか病院局のほうが目こらしていかんと抜けてしまうんじゃないかという御指摘だろうと思います。

その部分につきましては、まず建築の業者が決まりまして実施設計をやっていく上で、そういった提案書に基づいた中身を、実際の今度決まった業者さんともヒアリングを行いながら、その中身を実際これでやっていくということを詰めていくような形になろうと思います。そういう話し合いは当然出てくると思っています。

○土橋委員

私はあんまりこのぐらいでやられるとちょっとようわからんようになるんですが、というのがね、さっきも休憩時間中に我々の時間のところでちょっと話をしたんですがね。これ例えばの話ですよ。病院ですから窓ガラスがいっぱいあると。この窓ガラスとするか。どれでもええんですけどね、例えばこれらにするか。これが100円というふうにしましょうか。だけでも、ちょっとこれをあんたのところは何ぼでやってくれるかと、ほんなら100円でよろしくお願ひしますと、これがぎりぎりですと。100円じゃったらあかんじやいやと、90円でやってくれいやと。90円じゃ、うちはそれはとてもじゃないけども、これが限度ですがねという話になると、90円で持ってくるらしいんですよ、聞くと。

ほんなら例えば、今度は人数だとするか、働く人の人数だとするか。これだってね、ゼネコンが持ってくると言うんですよ。人がおらんのに、ちゃんと人間もそろえるちゅうんですよ。それじゃけ、大手ゼネコンちゅうていうんかもしれませんがね。

そういうような力を持つてるゼネコンが工事するわけですから、あなたが今言うたような場合に、どういように目を光らさすわけ、例えばの話が。私にわかりやすいように言うてくれたら、ああ、そうですかって納得できるんですいね。

それをね、言葉で言えちゅうても何じゃろうけれども、何か相手の思うままにはさせんよと、問われても地元があるんじやけえというような何かそういうことをやる方法をね、方法はあるのかどうなのか。S病院はあなたはよう知っちよってはずやから、その辺のところはもう奥の手かなんかを考えちよってんじやないんですか。ちゃんとあなた知ってるはずですよ、裏の裏まで。

○田村病院局管理部長

裏の裏まで知ってるかどうかちゅうのはちょっとあれですけども、確かに委員さんからもS病院の事例はお聞きをいたしております。どういう形でやるかというのは非常

に、地元の業者さんにとってもかなり大きな事業になりますので、今、それじゃ最善の策はどうかと具体的にここで持ち合わせてはおりませんが、今委員さんが言われることを重々頭の中に入れてやってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○土橋委員

その辺が地元としては、非常に心配の種じゃろうとは思うんですよ。くれぐれもね、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それと、交通アクセスの問題なんですけども、これで考え方の問題として、病院バスといわゆる公共バス、公共的なバスがあるけれども、頭の中じゃどういような構想か何か描いておられるのか、ちょっとお聞きしたいと。

○田村病院局管理部長

私の頭の中では、今委員さん言われるように、病院のシャトルバスと公共交通機関としてのバス、これは今で言えばぐるりんバスということになろうと思いますけども、その2つはございます。

病院間のシャトルバスは、光と大和の間の病院間のシャトルということになっておりますから、これが実際どういうふうに活用できるかというのは一つ考える必要があろうと思っております。

それと、公共バスにつきましては、これはあくまでも病院としては事業者さんのほうにお願いをして、ソフトパークの新病院まで入っていただけるような形でお願いをするということになろうかとは思っております。

以上です。

○土橋委員

病院のバスですが、大体一日に何本ぐらい走るのが理想的だと思います。今私がアクセスの話をしたら、たったらと言うたじゃないですか。けども、何本ぐらい走ると言うたら、ぴたっととまったん、だから聞きよるんです。

○田村病院局管理部長

どっからどこを走るかという距離的な問題もあると思いますけど……

○土橋委員

いや、違う違う。ごめん、ごめん。そういうことを聞いてるんじゃないの。一日何本走ればいいのかというのはね、一般質問やりよるんじゃないから。例えば患者さんが診てもらったと、金も払ったと、さあ帰ろうというのが何分置きぐらいにあったら満足するかということだろうと思うんです。今ならね、それは今ですから。光の駅に行くか、あるいは四隅のところの停留場のところまで行くか、あるいは車で迎えに来てもらうかの3つぐらいですよ。それでも建てかえるわけじゃないか、今は。ところが今度は建て

かわると、さあどのぐらいだろうかと。

私がこの前言うたと思うけども、岩国の医療センターで入院しちよったときに、上からこう見ちよるのに、これは10分置きぐらい、もっとも病院の入院の規模が違うから、それは一緒にはならんでしょうけども。もうとにかく10分とかいうぐらいのそこらであったですよ。何回ぐらいがええと思います。

○田村病院局管理部長

なかなか答えにくいところでございますけども、昨年ですか確か4月に3日間実際バスを使われて、誰でも患者さんが光総合病院に来られるかということで、4月の中旬でしたか3日間やったと記憶をしております。これは一般質問で土橋委員さんの御質問にお答えをした、今申しわけございませんが、手元資料を持ってないんで、恐らく私の頭の中には20数人が3日間で来られたバスというふうな御回答したというふうに記憶しております。当然シャトルバスであったり、ぐるりんバスであったり、そういうバスの関係だったと思います。

確かに今度はソフトパークの奥に入ります。今よりはかなり立地的には悪くなります。バスの方というのがどれぐらいふえるかというのはわかりませんが、1時間で2本程度というふうには私では思っておりますけども。ただ、それも午前中でございます。主に外来診療ということを考えれば、午前中の例えば9時から12時という時間帯になるのではないかと考えております。

○土橋委員

その辺もね、交通アクセスがどうなるかのかっていうのは、それは足がない人はね、大変な興味を持つところじゃろうと思うんで、すぐに結論をどうのこうのというんじゃないし、病院として実際、光総合病院としてバスを持つと。病院の責任としてバスを持つと、もちろんぐるりんバスだめだと言うんじゃないですよ。ぐるりんバスは1時間に2本も来んでしょう。だから、それは無理だと。広域ですからね。しかし、そういうのもあっても構わんけども、基本的にはやっぱり病院として持つ以外にない、一番ええんじゃないかというふうに思うんで、これはもうぜひ検討に検討を重ねていただきたいというふうに思います。

それと、処方箋の問題なんですけどね。この前、光総合に退院するときに、薬をもらうのに前の薬屋さんに行きましたけどもね、10人はおられましたね、職員さんですよ。職員さんと思われる人が、10人近くはおられましたね。

光総合病院は院内処方をやるときには職員さんは何人ぐらい、そのための職員さんは何人ぐらいおられたんじゃないだろうか。どうも私はね、何で院内じゃいけないのいかいなど、あんどきに何かしら、ふと思うたんですよ。10人おってやれるんですよ。経営が成り立っておるんですよ。

じゃから、院外と院内に分けてお尋ねをしたいんですがね。院内処方というのは今はあれですかね、やったらだめよという法律か何かできちよるんですか。

○田村光総合病院事務部長

院内処方やったらだめよというというのはありません。院内でやることを推進すればできると思いますけども、今言われた10人とかその辺の人数は必要になってくるかなと思ってます。

○土橋委員

やっぱり。

○田村光総合病院事務部長

院内薬局に移行してきたのは、恐らく入院の薬剤指導を厚生労働省が推進してまして、今、光の病院で午前中に薬剤科にいるのは1人、2人であって、あとは病棟に上がって業務をしていると。院内薬局にしようと思えば、当然薬剤師さんを増員をしてやればできないことはないと思ってます。

○土橋委員

だから、何の、誰にも迷惑かけるような話じゃないんですよね、よう話を聞いちよるのに。だとするならば、これはやれちゃうんじゃない、提案しよるだけの話ですから。私は何か院内薬局は害であるみたいな、悪であるみたいなような印象を持たれちゃうんじゃない、違くないかなという感じがしましたんで、これができるんなら皆さん、患者の立場からしたら、それは院内のほうがよっぽど便利ですよ、喜ばれますよ。

○田村光総合病院事務部長

そういう意見の方もいらっしゃるんですけど、今、厚労省が進めているのは、患者さん1人に対して1カ所の主治医じゃなくてかかりつけの薬剤師を持つという形になってますので、患者さん自体も何カ所もかかれて、薬の管理をするのを薬剤師さんに推進するような動きになっていると感じてます。それで院外薬局が進んできている状況です。

○土橋委員

先生、そういうこと言うてもね、それはなっていないちゃ。院外薬局の皆さんがね、例えば私なんかはね、例えばですよ、説教するかね。あんた違いますいねとかいうのはね、そんなものは普通はやらんのですよ。だから、私はこの際院内に戻すというのも、患者のためということであるならば、やぶさかではないんじゃないかというふうに思ってます。

と、もう一つは、今現在どういようにお考えなのかというのをお聞かせ願いたいと。処方箋ですよ、今現在の処方箋のあり方についてちゃどう思うかということですよ。

○田村光総合病院事務部長

今現在光のほうは院外薬局にお願いをしている状況ですし、患者数というか職員数を

見たときと、あとは病院の患者さんの感染等ありまして、注射液の配合等々の業務を推進していますので、今現在は院外処方箋を継続していくつもりでいます。

○土橋委員

それはあれですか、枠としてはどうなのか。それと、そうは言うても、72億8,000万円もかかるような状況の中で、これ貸しちゃげるよ、それも貸しちゃげるよというような、そういう形でやるのか、あくまでも入札というような形でやるのか、その辺のところはどういうふうに考えておられるのかちゅうのを確認だけしときたいと。

○田村病院局管理部長

現在基本設計の中に調剤薬局の敷地を入れております。その部分のお尋ねでございますけれども、現時点でこういう方向でやるということは決めておりませんが、この場でもお答えしていいように賃貸で行うか、売却というのはなかなかどうなのかということもございますけども。方法としてはその2つというふうには認識しております。

○土橋委員

私はね、とにかく70何億円で、それで全部なんだかんだ合わせると100億円超えるというような状況の中で、やっぱり市民向けといたらおかしいけども、市民の皆さんにも、いや、あのものについてはちゃんと入札でやってるんだというんで、結構な入札の金額になると思うんですよ。その辺はやっぱり頭の中に入れてね、それをやるんならね。それをやらんのんなら、院内でやってもらうというようなね、そういうようなお願いをして、昼になりましたんで終わります。

○畠堀委員

基本設計等御説明いただきまして、今の老朽化した病院から新しい病院に移っていくということで、患者の皆さんもそうですし、働く皆さんもすごく期待が大きいと思えますし、これからの新病院ですね、市民の皆さんの期待も大きいと思えます。

その中で、市の中にもありますけども、新光総合病院の基本方針ということで5つの方針が出されております。患者さん中心の満足度の高い施設、医療水準の向上、地域医療の確保と地域医療連携の充実、救急医療の充実、安定した経営基盤の確立ということで、これについては本当に素晴らしいことが書いてありまして、これを見ると市民の皆さんも安心をするし、期待もますます大きくなるというふうに思います。

今、ハード面については、建設という形で進んでおりますし、もうすぐ実施計画もでき上がって、本当の最終形がもう見えてくるのではないかと思いますし、やはりここに書いてありますように、顧客満足度のさらなる追求だとか、安定した経営基盤の確立、このあたりにつきましては、守田管理者を初めとする先生たちが行う専門的な流儀のものとは少し異なってきて、経営という観点から、やはり真剣に考えていく必要もあるのではないかと思いますし、新しい病院ができてよく言われますのは、新しいぶどう酒は新しい皮袋にというふうに言われますように、この際ですから、一度そういった経営面

についても、一度深く研究をしてみる必要があるのではないかなというふうに思います。

顧客満足度を高めていくためにはどうしたらいいのかとか、コストを収益構造の改善だとか、財務体質の改善、こういったものについて、今難しい病院経営を（カイソウリツ）中で、一度外部のコンサル等を入れて、検討してみるタイミングに来てるのではないかなというふうに思うんですけども。まさに今から2年、3年かけて、新しい病院の経営に向けていろんな検討なされていくと思いますが。

この前から聞いておりますように、大変限られた人数で建設のほうもやっていただいているというふうに伺っておりますので、コストがかかる上にコストという形にはなるかとは思いますが、やはりやるべきときにやるべきことをやとくということが、将来禍根を残さないために必要なのではないかなというふうに思いますので、その他への今後の経営といいますか、先ほど申し上げた財務体質の改善だとかについて、その辺の今後の進め方について、どのように今後取り組んでいかれるのか、いま一度もう少し深く教えていただけたらと思うんですが。

○田村光総合病院事務部長

今年度、委員さんおっしゃるようにコンサルを一応入れまして、運営計画や職員の配置計画等を今年度からちょっとしていきたいというふうに考えています。できるだけ来年度から建設に入るかもしれないので、今年度中には大まかな事務的な配置とか、計画とか、経営計画とかをきちんと病院としてつくっていききたいなというふうに考えています。

○畠堀委員

わかりました。今年度中にそういったものがつくられるということと、財務体質の改善だとか効率的な経営に向けての取り組み、そういったものを含めてトータルで、そういったものを検討していくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

そういう計画でいきたいと思えます。

○畠堀委員

わかりました。また、まとめ次第いろいろ教えていただけたらと思えますので、よろしくお願いします。

○森戸委員

2点ほど。1点は、さっきの交通アクセスの関連で1点ほど。31年をめどに完了するというので、懸念をされるのはやっぱり交通量といいますか、光の今の総合病院でさえ、四、五百人の一日の患者が来られるわけなんですけど、今国道188号ということで2車線ありますから、そう感じないんかもわからないんですが、今後は1車線の県道で相当な混雑が予測をされるんですが。

一つは、川園線というのがありますよね、今の建設予定地から丸山のほうに抜くような計画なんですけど、そういう部分は必須だろうと思われるんですが、病院局から所管の建設なりに、どのように働きかけをしてるのか、その辺は早期にやっていかなきゃ、もう後ちょっとで完了するわけですから、その辺のところはどういうふうに動かれているのか、お尋ねをいたします。

○田村病院局管理部長

正直、濟いません、働きかけはしておりません。今の丸山のほうに抜ける道についての働きかけというのはしておりません。

○森戸委員

あそこを朝晩通られるとわかるんですが、相当混むといいますかね、買い物の時間帯というのは相当混みますから、その辺は私は積極的に働きかけを病院局からされる必要があらうかと思いますが、いかがですかね。

○田村病院局管理部長

病院局、市長部局ということではなくて、やはりまちづくりの中で病院がソフトパークに移転するわけですから、そういった中でお互い話をしながら、病院局としては確かに早急につくっていただきたいというのはございますけれども、市のほうも考え方や、いろんな思いもあるでしょうから、そういった話し合いというものは持ちたいとは思っております。

○森戸委員

了解しました。よろしく申し上げます。

それと、この病院建設、今から30年で返済をしていくという形なんですけど、もう一個病院局の財政として懸念をされるのが、大和病院の耐震化の問題ではないかと思うんですが、現状の耐震化の状況というのは、ちょっとおさらいでどんな状況で、どうあるべきなのか、その辺のところをお教えいただけますかね。要は、どんぐらいのお金がかかるんか、その辺のお金の部分はどういうふうに出していくのか、その辺のこともあらうかと思いますが聞いておきたいなと思ひまして、お尋ねをいたします。

○武居大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

ただいま大和総合病院の耐震問題についての御質問いただきました。平成25年に建築物の耐震改修の促進に係る法律の一部改正がございまして、56年以前の建物についての耐震診断を実施するということが決まっております、それに基づき平成26年度に耐震診断を実施したところでございます。

その結果につきましては、昨年の決算委員会でも話をしておりますが、療養病床203床を有する中央棟が耐震基準に満たしてないということを御報告させていただいております。

耐震補強、耐震改修の必要性等につきましては、当院といたしましても大変重要なことと認識をしているところでございまして、仮に耐震補強工事を実施すれば、相当な事業費がかかるというのがわかっておるところでございまして、これから解決しなければならない課題、問題点等も多数ありますことから、現在のところ、今後の対応方針というのは検討中ではございまして、未定ということでございます。御理解を賜りたいというふうに思っております。

○森戸委員

未定なのはわかるんですが、どのぐらいの工事費になるのか金額も検討がつきませんが、費用は早く計上するというのが鉄則でありますので、そういう財政的なリスクが出てくるんだということは指摘をしておきたいと思っておりますので、一方で建設しながら、また耐震の話が出てきますので、やはり大きなお金がかかっていくんだということを御指摘をさせていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○木村（則）委員

濟いませぬ、ちょっと1点だけ聞き漏らしました。薬局のちょっと配置についてなんですけれども、これまではちょっと私の認識だと、いわゆる門前薬局というのが病院の敷地内からはアクセスできなくて、一度一般道に出なければいけないということだったろうと思っております。何か最近手法も変わって、それが可能になるような話もちょっとは聞いてはいますけれども、今回はこれ病院から出て、直接調剤薬局のほうには行けるんでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

車じゃなくて徒歩なら行けると思っています。

○木村（則）委員

車じゃなくて徒歩なら行ける。昔は敷地内からは入らなかったですよ、一回外へ出ないと。そんなことはないですか。

○田村光総合病院事務部長

そうです、垣根を挟んで。今一応その境はつくりますけれども、1カ所入れるようにします。

○木村（則）委員

ちょっと私の認識がどうなのかわかりませんが、普通は垣根をつくって入れないようにしたんですよ。1回、外へ出なさいと。接道したところから改めて薬局に入らなければいけないというのがこれまでの薬局の立地における法律だったろうと思っておりますけれども。それは問題なく今回は入れるんですかね。

○田村病院局管理部長

規制改革会議が行われまして、その問題はクリアされてます。垣根で囲むという必要性はなくなってます。ただ、公道に面したというのはありますけれども、基本的にはこれで問題ないというふうには認識しております。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第54号 光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

今、聞くとところによると、対象は市内にはないんだという話でありましたけども、どういふ場合にはあるようになりますか。

○西村子ども家庭課長

こちらの家庭的保育事業と言いますのは、通常の20名以上の認可保育所の枠組み以外に3歳未満児の定員20名以下の小規模な保育事業を行うためのもので、現在市内にはこういった事業ございません。

○土橋委員

もし手を上げたら、どういうことになります。また上げる条件ちゅうのは、どういふふうなものがあるんですか。

○西村子ども家庭課長

手を上げられた場合は、また審査をしていくようになると思います。すぐにそれを認めるというわけではございません。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第55号 損害賠償の額を定め、和解を行うことについて

説 明：植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

質 疑

○木村（則）委員

済いません。それでは、今回のちょっと議案にたいしましては、正当であるということから否定をするものではないのですけれども、今後再発を防ぐ目的もあわせて、事実関係をちょっと何点か確認をさせていただきたいと思います。

そもそもこの入所者の親族とかあるいは相続人とかいうのは、入所された時点である

とか途中であるとか、そういったところで確認をするということはないんでしょうかね。いわゆる、もし、突然亡くなられることもあろうかと思えますけれども、いずれにしても一般であれば、すぐ葬儀を行ったりと、全然時間がない中で、そういったことは事前に行っていないんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

入所者の入所の際には、身元引受人の確認はしております、ほかに相続の方でも扶養されておられる方の確認とかはしておりますが、当初から相続人の確認というのではありません。

以上でございます。

○木村（則）委員

今身元の引受人とかということと、相続というのは違うということなんですね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

あくまでも入所者がお亡くなりになられた際に相続人を確認をするものと考えております。

以上でございます。

○木村（則）委員

そういうことになっているということですね。じゃ、相続人というのはどういう方法で、誰が調査するもんなんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

高齢者支援課の担当職員が職権によりまして戸籍を取り寄せまして、相続人の確認をしております。

○木村（則）委員

今回で言うと、市は相続を見つけられなかったと。でも一方で、県のほうの監査では見つけられたと。これどこに相違があるんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

このたびは県の監査で残余遺留金13万2,000円が市に届けられましたことから、こちらで改めて、個々に本来帰属する手続を進めるわけですが、改めてこちらの担当職員が確認をしたところ、相続人が見つかったということです。

以上でございます。

○木村（則）委員

じゃ、当初見つけられなかったというのは、見つける行為が不十分であったという理

解でよろしいですかね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

まさに、こちらの職員の確認が十分されてなかったことによるものだと思っております。

以上でございます。

○木村（則）委員

ちょっとちなみにですね、こういった過失というのは、いろんな形ではあるかと思えます。当然やむを得ないことも多々あるわけですが、こういうのって何か一定のペナルティーとか、そういう責任に対するもので何かあるんですかね。これはちょっと総務的な話でしょうけれども、今回はあったのかなかったのかということでも結構です。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

職員処分につきましては総務課所管になろうかと思うんですが、この本件を受けまして、当時の担当職員と所属課長については文書訓告を行ったと聞いております。

以上でございます。

○木村（則）委員

文書訓告ということだったろうと思います。ちょっとここで、一つ相続人がいないとか不明の場合、残された財産の取り扱いというのは、そもそもどういうルールなんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

残余遺留金があって相続人がいらっしゃらなかった場合は、まず相続財産管理人の審判の申し立てを家庭裁判所の方に行うようになります。

この方のケースでは、もう身寄りがございませんので、市のほうがそのような手続をとって、最終的には残余遺留金を国庫に返還するという手続をとるものでございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

ということは、本来は今回のケースでも亡くなられたわけですから、国のほうから19万円でしたかね、それで一定の葬儀を行って、その残ったものは本来は国庫に納めなきゃいけなかったということよろしいんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

相続人がおられたのでしたら、相続人には葬儀ができるかどうかの確認を行いまして、できなければ、こちらのほうで葬儀をとり行いまして、残りの遺留金については全て相

続人の方にお返しするという手続をとるべきでございました。

○木村（則）委員

私が申し上げているのは、相続人がいる場合はもちろん、葬儀だって相続人がやればいい話で、いない場合はどういうルールなんでしょうかと。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

いらっしゃらない場合は、このようなケース、事案につきましては、極めてまれなケースでございまして、こちらといたしましては、本人のために葬儀も含めた葬祭関係一式を施設のほうに依頼して行っていただきまして、残余遺留金がございましたら国庫のほうに返還する手続をとったと思います。

○木村（則）委員

いや、ちょっとよく理解できないんですけども、亡くなられるわけですから、葬儀の一つも挙げなきゃいけないと。これに関しては国のほうが19万円で手当をしてくれると。確かに相続はいないというケースは極めてまれだとは思いますが、そのことというのは何かどっかに明らかに制度としてあるんじゃないですか。あるいはそれ今回見逃したんですか、そのあたりちょっと伺ってみたいんですかね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応法律上は葬祭は認められておりますが、そのほかのことにつきましては、こちらの判断というか、それで全国的にもそういったことで執り行っているということも、他市の状況も踏まえますと、そういう状況でございます。

○木村（則）委員

わかりました。じゃ、遺留金が残って相続がない場合は、一定の行政の判断で葬祭をしたり、お布施を払ったり、供養したりと。それで残ったものは国庫に納めるということによろしいんですね。ちょっと一度確認させてください。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

そのとおりでございます。

○木村（則）委員

じゃ、ちょっと改めて、今回のいわゆる葬祭費57万8,040円、お布施35万円、永代供養料174万1,787円と、これは妥当な金額と言えるのかなということをちょっとお尋ねしてみたいんですけども、そもそもこれは誰が決めたんですかね、この金額というのは。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

これは市のほうが施設に依頼いたしまして、施設が執り行ったものでございます。永

代供養料につきましても、少々高いとは思いますが、社会一般的な金額を決して逸脱しているようなものではないと判断はしているところでございます。

○木村（則）委員

わかりました。こういったものに関しては、金額があってないようなものでもありませんし、そう飛び抜けた数字でもないと思うんですけども。今回相続人に対して、その財産の総額といったものを遺留金も含めてこっぴどくありましたというのは、どういった形で証明されたんですかね。僕がちょっと相続人だったら、幾らあったんですかということを見せてくださいと言いたくなるんですけど、そのあたりどうなんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

本来であれば、死亡当時にこちらのほうが把握する必要がありましたが、このケースにつきましては、市と県の合同の監査の際に遺留金の総額というのが確定をしたものでございます。

○木村（則）委員

その遺留金の金額というのは、どこにあったんですかね。どこにある、例えば通帳にあるとか、何か領収書を集めたらこの金額になったとか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

ちょっと監査の内容につきましては、監査が帳簿を通じて確認しておるという話を聞いておりますので、内容についてはお答えできないんですが。

○木村（則）委員

ちなみに領収証はあるんですかね、この3つのそれぞれの金額に対しては。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

お布施や永代供養料については御承知のとおり社会通念上、領収証が発行されるものとは限りませんので、監査においては帳簿の確認をしているものと認識をしているところでございます。

○木村（則）委員

社会通念上はないでしょうけどもね、行政というものが何らかの形でかかわっているということではありますけども、その辺は本来はしっかりしておくべきことではなかったのかなと思います。

それと、あともう数点ですけども、今回相続の方がいらっしゃらないということで永代供養ということにされたわけですけども、これ、もし相続の方が最終的にいらしたわけなんですけども、いらした場合は、当然お骨なんかもお返しするんでしょうね。相続人がどこで見つかるかとかいろいろあるんでしょうけど、遺留金とその前に葬祭したんだったら、お骨なんかも一緒に返されるんじゃないんですかね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

お骨については、必ずしも返さなければいけないということではないようでございます。

○木村（則）委員

必ずしも返さなくてもいいんでしょうけども、本来は相続人のものじゃないかと僕は思うわけですよ。そのあたり既に永代供養が終わっているから、それは向こうのほうからしたら要らないよちゅう話かもしれないですけども、こちらのほうとしては返すべきじゃないかというふうに思うわけなんですよ。

○中邑福祉保健部次長

お骨につきましては、特に相続人さんが引き取りをしなければならないという決まりはありません。あくまで相続人さんがお骨を引き取るか、引き取らないかについては、相続人さんの意思に基づくところによるものでございます。

○木村（則）委員

相続人が、じゃ受けとらないといったら、福祉施設が処理するんですかね。

○中邑福祉保健部次長

今納骨しておりますので、そのまま、基本的には恐らくそのままの納骨になるんじゃないかと、そういうふうに。

○木村（則）委員

今はもちろんそうなんでしょうけど、今回、次に同じような事案が起きたときにどうなのかということをお聞きしたいわけですよ。

と同時に、結果としては永代供養料というのは、回り回って私たちの税金の中から今後174万円でしたかね、ぐらい使われるわけですよ。当然永代供養というのは、亡くなってから初七日だとか四十九日だとかあるけれども、お寺さんによってはあれ結構長い50年、100年からもっと先ぐらいまでありますよね、ずっと永代供養というのはね。それって、何か僕らが払うわけですよ、これからね。

これって、これは和解を行って一度お返しするのはいいんだけども、そのあたりって相続人の方とあるいはお寺の方ですよ、相続人でしょうね、本来ね。話し合いつてできないんですかね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

相続人の方につきましては、こちらとの話し合いを何度か進めた結果、永代供養料は全額返還をしていただきたいということですので、これはお返しするということです。

○近藤福祉保健部長

まず、我々もこの対応する際には顧問弁護士とも相当話し合いをしました。今回のこの損害賠償に関しましては、あくまで市と相続人との関係で、何に使ったかということではなくて、了解を得ずに市が処分してしまったと、このことに対する損害賠償であります。

永代供養料払ったのは、その時点では個人の財産、基本的には、この方、我々も国庫に返すために処理をするというよりも、やはりこの人が持ってた財産ですから、この人のために使ってあげたいという思いから、基本的にはできれば全額を使っていただきたいかったという思いはあります。

だから、施設のほうが残余遺留金を持ってたほうが、我々としても「うん？」という気持ちはありましたけれども、基本的にはそういう考えでございます。そのときに、要は市が了解を得ずに永代供養料を使っているわけでありますので、相続人の方はそういうことを使った、使っていないかは、この話し合いの中では全く関係ない話ということになります。

○木村（則）委員

それは大変よく理解できます。相続の方は割と縁の薄い方であったというふうに聞いてはいるんですけども、亡くなられて市のほうはお葬式も挙げて、永代供養もしてありがとうございますと。私、別に稼いだお金でもありませんからお返ししますとか、そういう話はなかったですか。

○近藤福祉保健部長

事情を当然、こういう財産があって、こういう処理をしましたと。あなたにはこういうものを請求する権利がありますという説明をしております。そこで辞退はなさいませんでした。

○木村（則）委員

わかりました。ぜひ今後、同様な事件というか事故といいますかね、起きないようにしていただきたいと思います。なかなか役所の中にあっても、担当がどんどんかわっていきますからね、そのあたりを受け継ぐというのも大変難しいかなと思いますけれども、これから先の供養を何か光市民が行うというのも、何かどうも理屈じゃないかなと思って、少し腑に落ちないところもありますけれども、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第56号 光市牛島憩いの家デイサービスセンターの指定管理者の指定について

説 明：植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

どのぐらいの人が、ここは利用されてるんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

多くて30名ぐらい、1日にですね。（「半分利用するんですか」と呼ぶ者あり）あ、
済みません。（「今、俺その次、言ようと思うちよるのに」と呼ぶ者あり）

平成26年度1年間の利用者数は1,397名でございます。（発言する者あり）1年の。

○土橋委員

だから1日当たりと…、わかるでしょう。それと……

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

済みません、1日当たりにして4名弱でございます。

○土橋委員

サービスの内容ちゅうのはどんなことをしておられるんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

週に1度、木曜日に看護師さんが本土から参りまして、健康チェックとか介護予防体
操とかをやっております。ほかにボランティアの方がフルートとかハーモニカの演奏に
訪れているところでございます。

○土橋委員

それで指定管理料は幾らですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

28年度で、これ半年間でございますが、173万2,000円でございます。

○委員長

28年度ですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

済みません。通年で341万6,000円でございます。

○土橋委員

300？

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
342万6,000円でございます。

○土橋委員
島民の対象になる方は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○近藤福祉保健部長
65歳以上の方が48名、これは住民登録の関係で数字で申し上げますと、65歳以上の方が今27年度末で48名いらっしゃいます。それと、要介護認定者が11名いらっしゃいます。

○土橋委員
そうすると、いわゆる「憩いの家」ちゅうのが頭についちよるから、要介護やら要支援やらというのは全く関係なしに、対象は48名だという認識ですか。

○近藤福祉保健部長
実績で申し上げますと、まずデイサービスを利用した実績、今までございません。基本的には憩いの家というような形での運営ということになっております。そういう対象者としては、基本的に48名が対象だという理解でおります。

○土橋委員
わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第47号 平成28年度光市一般会計補正予算（第1号）
（福祉保健部所管分）

説 明：植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長 ～別紙

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第49号 平成28年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

質 疑

○土橋委員

繰越金は何ぼためる気ですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

このたびは27年度の決算に基づいたものでありまして、実質基金の方には4,000万円程度積み立てを行うこととなります。残りは国県支出金と支払基金交付金の（発言する者あり）……すいません。

○近藤福祉保健部長

28年度末の基金の残高の見込みであります、約2億6,800万円程度になる見込みであります。

以上です。

○土橋委員

じゃけ、何ぼためる気か。

○近藤福祉保健部長

本来介護保険における基金というのは、3年計画のうち3年間で本当は全部、ためて使い切るのが理想ではあります。これは国の方向ではそうでありますけども、実態としてある程度長期的なスパンに立って考えるときには、やはり保険料の増高を抑えたりとか、そういう予備財源としてもやはり確保したいという考えです。

ただ、今後もため続ける考えはございません。これをやはり第7期のほうの保険料のアップをなるべく抑えるような方向で利用したいというふうに考えております。

以上です

○土橋委員

あれはどうやったんですかね。国保は一本化検討、一緒になるというのは、介護はどうでしたかいね、あれは別ですかいね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

介護はそういう一本化ということはございません。

○土橋委員

いいです、いいです。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○畠堀委員

第6期の介護保険事業についてお伺いします。この保険事業では、施設サービスであります介護老人福祉施設、そして介護老人保健施設、介護療養型の医療施設、この3つのサービスについて、要介護認定者の重要度の進展、緊急性や世帯状況などを勘案して、介護認定の施設の利用がもう今後見込まれるということを前提に、27から29年度の事業計画の中で、県が定める高齢者保健福祉圏域、光、周南、下松における広域的な調整を踏まえて、3施設の増員55名の増が見込まれておりました。

また、利用者については、平成27年が月217名、28年度が244名という形で増加が見込まれておるわけですが、こうした状況の中で、市内の施設の状況として、定員数やその利用状況、利用の待機待ち等について、現状についてお知らせいただけたらと思います。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

市内の特別養護老人ホームにつきましては、第6期介護保険事業計画に基づきまして、55床の整備を見込んでおります。

まず、本年28年11月1日に光寿苑が27床の増床を予定しております。それと、ひかり苑が平成28年10月1日に20床の増床を予定しています。これで55床のうち47床の増床整備がされるということとなります。残りの55床のうちの8床の整備につきましては、事業者との調整を現在しているところでございます。これによりまして市内特別養護老人ホームの入所者の合計につきましては、296床から343床に増加となる予定でございます。

28年の3月末のこちらの独自調査によります特養の待機者につきましては、260人となっております。そのうち要介護3以上の方が153名という状況となっております。

以上でございます。

○畠堀委員

予定どおりといいますか計画にのっとって増設・増員のほう進めていただいておりますが、まだまだ環境の差が厳しいといいますか必要な方がたくさんおられるということで、そのあたりも含めて今後の取り組みをお願いしておきたいというふうに思いますけれども。

定数については、着実に対応いただいてふえてきてるわけですが、中身の実態として、その定数は、光市内においては定数きっちり運用されておるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

介護職員の関係ですかね。

○畠堀委員

ちょっと質問を、その前に、今定数がふえてきてるわけですけども、その定数分についてはきっちり定員が入って運用されてるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

現状はそういう定数どおり運用されてるということになっております。

○畠堀委員

特に今お話が出たように、今後また増設が見込まれておりまして、この分野での介護スタッフの需要というのが非常に高まってきておると。市内のいろんな求人のほう、いろいろ出ておりますけども、これから先ほどもお話があったように、多くの増設が見込まれる中で、光市内においてそういった介護スタッフの手だてといたしますか、人材の確保の状況なり見通しについてはどのように考えておられるか伺いたいと思います。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

現在、既存施設におきまして、介護スタッフの不足によって施設定員を割って介護サービスの提供に制限が生じているという報告はございません。

ただ、今年度47床の増床が見込まれており、それに伴いまして60名程度の介護職員の必要が生じることから、施設の方にもたびたび確保状況を聞きながら、定員どおりの介護サービスの提供ができるように努めているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

早速、今後60名程度の方が必要だということで、この数字はかなりインパクトのある数字でありまして、それぞれの事業者からすると、かなり厳しいのではないかというふうにも考えるところでございます。せっかく定数ふやしていただいても、スタッフがいないばっかりに運用ができないとなると、何のためにふやしたのかということにもなりかねないんですが、そのあたりのところについて、なかなか手だてとして難しいのかもしれないんですけども、何か市として支援するなり、その辺の考え方というのはおありでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

介護人材の確保の取り組みにつきましては、国、県、市、それぞれの役割というのがございまして、国の取り組みといたしましては、介護職員の処遇改善加算の拡充、それと介護ロボットの導入というのが上げられると思います。

県の取り組みといたしましては、介護職員の研修の事業者としての拡大や教育現場における介護分野の理解、促進やイメージアップなど、そういった取り組みがされておら

れます。

市の取り組みとしては、こういった国、県の取り組みを円滑に進めるため、連携強化に努めていくようにということになっておりますので、県との連携を密にしながら引き続き市内の介護サービス事業所における介護スタッフの確保の状況把握に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○畠堀委員

市としても、今後取り組んでいくということなんですけども、先ほどから御説明があったように、計画どおり施設等もできてきて定数もふやしていく中で、やはりそれに携わる職員を確保していく、人材を確保していくということは、あわせて重要なことじゃないかと考えておりますし、事業者からすると、かなり切迫した状況になっておるのではないかとというふうに考えるところもありますので、ここはやはり光市としてのイメージアップといいますか、ある一方では働く場所の確保というようなことも考えておるわけですから、もう少し突っ込んで、介護スタッフの人材の確保に向けて、市としても何らかの取り組みもしていくことも必要ではないかなというふうに思います。

特に光市内においては、聖光高校には関係する学科もございますし、Y I Cについては防府校では同じような学科もありますし、防府校においてもまた通信関係で、そういった介護の学科も設けておるようなことも聞いておりますので、いずれも市のいろんな事業との関係があるような学校でございますから、もう少しウイング広げて、せっかくいろんな施設ができて、光のイメージアップ、特徴にもなるわけなんですけども、そういった人の確保について、市としてももう少し踏み込んだ取り組みが検討できないのか。そのあたりについては今後の取り組みとして、もう少し踏み込んでやっていこうというようなところは何かおありでしょうか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

市内に聖光高校の社会福祉科というのがありますので、そういった生徒さんも活用しながら、こちらとしても雇用促進の観点では商工観光課になろうかと思うので、そこら辺と連携を深めながら取り組んでいきたいとは考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。今いずれにしても、市内においてはかなり人材として逼迫しているように思いますので、そのあたりのところについてはぜひ積極的な取り組みと、所管を超えた連携をお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○土橋委員

今の話、ものすごい重要な話だと思うんですけども、国の方であれこれ言われてる介

護職員に対する1人頭5万円云々というのが新聞なんかをにぎわしてはいますが、あれはどこまで現時点においちゃ、どこまでどういうふうな話になっておるのか御存じですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

介護職員の処遇改善加算の、要するに介護報酬に上乘せする加算なんですけど、これをもともと毎月1人当たり1万5,000円程度としておったものを、27年度から毎月1人当たり2万7,000円程度、1万2,000円程度の増額ということで報酬の拡充を図っておるところでございます。

以上でございます。

○土橋委員

それは直接介護職員のほうに、手元には直接いくようなシステムにはなっているんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応事業者さんが報酬を請求するようにはなるんですが、指定権者のほうが加算の監査というのがございまして、その際に職員さんに報酬が行き渡っているかというチェックをして、指定権者の方が行っているところでございます。

○土橋委員

そうすると、光市役所は、あいぱ一くの方は、何かそういうふうなものを確認をするために、何かをやるとかいうのは全くないわけですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

介護サービス事業所のうち地域密着型サービス事業所につきましては光市の指定でございますので、そういった事業所につきましては、こちらのほうがその処遇改善加算において、職員のほうに給与が支払われているかという確認はしております。

ただ、特別養護老人ホームなどになりますと、県の指定でございますので、そこら辺は県のほうが監査において確認をしているんだろうと思います。

以上です。

○土橋委員

光の場合は、ほとんどが地域密着じゃないんですか、違います。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

特別養護老人ホーム、現在296床ありますが、そのうち地域密着型サービス事業所は40床分なので、残りの256床につきましては、県の指定の特別養護老人ホームということになります。

○土橋委員

あれどっちが何というんか、事業者にとってはやりやすかったですかいね。地域密着のほうかと思うんですが、そうでもないんですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

濟いません、やりやすいというのは。

○土橋委員

やりやすいんですよ。それはいいです。やりやすいというのはやりやすいということなんでね、別の話しします。

風呂に入りたいという市民の要求がありますけれども、実現ができておりません。話としては、東部憩いの家のことでありますけれども、何でそのような状況になっているのか、なったのか、ということについて詳しい経過説明を求めたいと思います。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

東部憩いの家につきましては、もともと入浴サービスを提供しておりましたが、昨年7月末にボイラーの故障が発生いたしまして、それから入浴サービスを中止しております。入浴サービスについては高齢者にとって健康維持や外出機会の確保等有効なサービスとは承知しておるんですが、入浴利用者が年々減少傾向にあること、1日当たり利用者が8名程度で、ボイラーの修繕費が200万円程度見込まれること。

また、この東部憩いの家の建築年が昭和42年でございまして、もう48年も経過しておることなどを踏まえまして、検討を重ねに重ねた結果、入浴サービスは廃止という方向で、今後、入浴施設はゆーぱーく光において機能集約を図る方向で今整理を行っているところでございます。

以上でございます。

○土橋委員

ところで、あなたは課長になられて、東部憩いの家に現実に足を運ばれたこと何回あります。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

1回ございます。

○土橋委員

1回はある、1回はあるんですね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

はい。

○土橋委員

私聞いたら、課長さんにはお会いをしたことは……という話でありましたけれども。

それと、年間の、そうすると先ほどのお話じゃありませんけども、1日何人と言われましたけども、これ年間にしたら結構な数字になりますよね。先ほどちょっと牛島のデイサービスの話をお聞きしましたけども、それと比べて何がどう違うというんでしょうかね。こっちはようて、こっちは悪いみたいな話なら私非常によくわかるんで、だからしないんだ、というふうに、わかるように説明を願いたい。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

牛島憩いの家の入浴サービスは、もう既に提供はしておりません。先ほども申しあげましたように、入浴者が1日8人程度ということで、全利用者の約2割程度がもともと利用しておったような状況でございます。

入浴サービス以外の高齢者の生きがいのサービスということで、それは入浴だけではなくてほかのサービスもあると思いますので、そこら辺を今後東部憩いの家で提供できるものがあれば、提供していくように整理をしているところでございます。

○土橋委員

私が言うたのは、牛島の入浴サービスの話じゃないですよ。わかりやすい話として、牛島と室積と比べてみて、室積のほうが利用者が多いのに何で修理してでも入らせてくれないんですかと、こういうふうに聞いてるんですよ。

それと、あなたは、いろいろ検討の結果やめたんだと、検討の結果っていったって、第三者の厳しい目というやつをね、やったわけじゃなしに、お仲間うちでお話をしたんでしょう。うん、そうしよう、そうしよう。話としては非常にまとまりやすい。しかし、あそこに行ってる人たちは、聞くところによると生活保護の人たちが結構おられると、140円だ、入りたいと。

あなたがさっき、そねえ風呂に入りたければ三島温泉に行けと言わんばかりの言葉で言われたけれども、じゃ、140円だから入りたいという人に向かって、三島温泉どうやって行けちゃうんです。お聞きします。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

足の確保につきましては、今から整理をする上でちょっと検討していかなければいけないと思っております。

今後、今まで入浴されておられた方との懇談会等も予定をしておりますので、その際に利用者さんの御意向とかというのも踏まえて、整理をしていく予定ではあります。

以上でございます。

○土橋委員

全てがあなたの責任とは言わんけども、やらなくなって結構な日にちたつわけでしょう

う。風呂だめにして、風呂沸かさんようにしてですよ、半年かそこらたつ。どのぐらいたつ言うちやったんかいね。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
去年の8月からです。

○土橋委員
去年の8月からなら、もうちょっとしたら1年、小一年になるじゃない。ね。そんなら今の話、何で小一年も前にやね、三島温泉に行けちゅうて言うんなら、何でそういう話をしないのかというのが、何と光ちゅうのは、いろいろええのは言うけども冷たいところじゃと言われるから私、行ってきましたよ、どねえなとこかと思って。
けども、もともとはあそこは塩湯で売ってたんです。あなた塩湯入ったことある。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
ありません。

○土橋委員
そうじゃろ。いや笑い話じゃなしに、塩湯ちゅうのはいいんですよ、体に。だから結構な人たちが入りよったん。それはパイプがどうのこうのと言うて理屈つけちゃやね、やらん、あんた。ほいで普通の水道の分でやね、水道というか普通の水で沸かしよった。ボイラーがめげたと。めげたら直すちゅう手もあるわけ。あんたら、直すちゅうていうような辞書にないんじゃろうと思うけども、あいぱ一くには直すという辞書があるのかね。200万円ぐらいかかると、200万円ぐらいかかるというのは、どこで見積もってもろうたの。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
見積もりの事業者については、今ここで確認はできません。また確認して、お返事したいと思いますが。

○土橋委員
いやいやいや、要は、要は見積もっちゃいないんでしょ。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長
いや、事業者から見積もりを取り寄せております。

○土橋委員
とっちよるの。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

はい。

○土橋委員

200万円かかるって。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

200万円程度かかるという。

○土橋委員

私が聞いたのは100万円聞いてますよ。それはどっちかわからんけども、どっちにしたって200万円出せば直る。三島温泉に行けというんだったら、バス代が問題なのいね、バス代が。あなたは貧乏したことがないからわからんかもわからんけども、風呂に入りに行くのに三島温泉まで行くといったら、どうやってあなたなら行きます。答えてください。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

自家用車で参ります。

○土橋委員

俺ばかにしてんのか。足もない、貧乏もしよる、だからそういう人が三島温泉に行くときには、通常どのルートで三島温泉行きますかて聞きよる。ほんなら、バスで島田市まで出て、島田市から防長バスで上島田のほうに上っていくと。それで上島田のところでおりて橋を渡ってということになるんじゃないと思うけども。それか光駅まで行って、電車で島田の駅まで行くかということでしょう。ほんなら基本的には、結構なものがかかりますよ。

それは何でもこっちをやめてから、あなたそっち行ってくれえのうというのは簡単じゃろうけれども、本当にそれでええんだらうかと。それじゃ、そういうんじゃないよというんで、牛島なんかもちゃんと大事にしちよるんでしょうが。牛島を大事にして、何で室積が大事にできないんですか。

人口減少のもので調べてみたらね、光と大和を調べてみると、大和の人口減少のほうのはるかに多いけども。光の人口減少を調べてみたら、室積が一番人口減少が、パーセンテージが大きいんですよ。余りそれが関係あるかどうかちゅうのは別にしてもじゃね。

もう一遍聞きますけども、室積の人たちとそういう思いを持ってる人たちと、話をするちゅうことになると、いつごろになりそうですか。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

まだ、こちらの事務レベルでの話なんですけど、7月もしくは8月ぐらいを予定をしておるところでございます。

○土橋委員

それはね、まず憩いの家のほうへ行かれて、それで事情なんかは、あそこの事務員さんみたいな人がおるじゃない。あれはどういう案配なんかというもの聞いて、ほいでその人らに入ってもろうたほうがええのか、あなた方がやったほうがええのか私わからんけども、そういう話し合いを、きちっとした話し合いを持っていただきたいと。7月か8月ていうんじゃ、8月いうたら2カ月先の話じゃけえね。そねえに早急にやらんでも、そこそこ日にちを決めてやってください。それだけはちゃんとお願いをして、やるということになりゃ、次言いませんから。どんなです。やります。

○植本高齢者支援課長兼地域包括ケア担当室長

一応検討してみたいと思います。

○土橋委員

だから、やると……。

○中邑福祉保健部次長

やるというのは説明会、利用者とのですか。

○土橋委員

それは最終的なものじゃけども、気持ちとしてはやるんだなというものは持ってくれよと言いはるんじゃけ。いつやるかと言うんじゃなしに、やるでしょうと、住民とはやるでしょうと。

○中邑福祉保健部次長

はい、その気持ちは持っております。

○森戸委員

三島温泉の話で申しわけないんですけどね、1点だけ。三島温泉の臨時駐車場に関してなんですが、24年の秋にオープンするときに、臨時駐車場にある倉庫の裏側といいますか、民地との境のところを非常にきれいにいただいたんですが、大きな倉庫が残っているんですが、そのときはまだガラスも割れたりしていなかったんですが、今現状を見ると、斜めになっていたりとかガラスも割れて非常に危ない状況があります。これについては、以前からのけたほうがいいんじゃないのかということ、最初的时候には提案をしたんですが、整理ということで掃除なり、そういうことをされたんですが、今後これを撤去するというお考えというものはございませんでしょうか。

○讚井福祉総務課長

御指摘の倉庫につきましては、地元の方から、子供たちが倉庫の付近で遊んだりして危険であるという旨の情報提供がございました。それから現地を確認をして、現在破損

しているガラスをテープで保護したり、立ち入り禁止のロープを張ったり、看板を立てたりということの中に入れてないように、応急的な措置ではございますがしているところでございます。

この倉庫につきまして、今、市の台帳のほうには記録がないということから、恐らく市の財産ではないと思われま。撤去については、基本的には所有者の責任において実施していただくことが原則であるというふうに考えております。つきましては、所有者の確認を急いで、撤去等について働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

ちなみに、所有者というのはわかってるんですか。もう所有者自体いないといいますが存在しないと聞いたんですが、その辺のところはいかがですか。

○讚井福祉総務課長

今聞き取り調査等若干やってるんですがもう少し、過去において老人クラブのゲートボール場であったという経緯がございますので、そのあたりの地元の方にまた詳しく話を聞かしていただいて、そこら辺の調査を進めていきたいとは思っています。

が、結果的に、所有者が特定できない場合、これにつきましては、撤去につきましては、また撤去費等もかかることでありますので、財政等関係部局とも協議して、その対応について検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○木村（則）委員

ちょっとあいぱ一くの設定についてお尋ねしてみたいんですけども、あいぱ一くには身障者用の駐車場というのは何台あるんでしょうかね。

○讚井福祉総務課長

身障者用の駐車場、東側に3台、それから国道側に3台スペースを整備しております。

○木村（則）委員

合わせて6台ということでしょうけれども、この数というのは適切だというふうにお考えですか。

○讚井福祉総務課長

建設当時の設計の中で6台というところで適切ということで判断されての整備だというふうに考えております。

○木村（則）委員

何といっても福祉の拠点ではあるわけですがけれども、これ現在利用者の方の数からして不足しているとか、そういった状況というのは特にはないですか。

○讚井福祉総務課長

障害者用の駐車スペースのことにに関して、使いたいと思ったのだが使えないとか、そういった苦情は現在のところ窓口のほうには入ってきていない状況でございます。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっと最後にもう1点、健常者の方がここを利用しているとかいったような苦情というのは、これまではないでしょうかね。

○讚井福祉総務課長

市の窓口のほうとしては把握はしておりませんが、そういったことももしかしたら生じているのかなという気はいたします。

○木村（則）委員

微妙な発言ですね、気はしてるというのはね。あるかもしれないなというふうなことだろうと思います。

はい、わかりました、以上です。

4 環境部関係

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○畠堀委員

1点だけ、エコマルチャレンジデーについて実績と今後の取り組みについて伺いたいわけですが、27年度につきましては、大きく2つ、省エネ活動キャンペーンとノーマイカーの推進がありましたけども、特にノーマイカーについては過去3年間の実績があると思いますが、そのあたりの実績についてお知らせいただけたらと思います。

○原田環境政策課長

エコマルチャレンジデーにつきましては、26年度から実施しておりますので、26、27年度の実績についてお示ししたいと思います。

26年度につきましては、ノーマイカーの関係は、12月19日から21日まで市営バスの無料運行をしております、その間の乗車人員が235名でございます。27年度につきましては、3日間を5日間に延ばしまして、12月16日から12月20日までの5日間にわたり、市営バスを無料化いたしまして、この間、260の方に御利用をいただいております。ノーマイカーについてはそういう形でございます。

それと、省エネルギーの活動キャンペーンですが、これは、27年度から実施いたしております。これは、地球温暖化防止月間の12月の電力使用量につきまして削減いただくという取り組みでございまして、エントリーいただいたのが53世帯、そのうち34世帯、約87%の世帯が削減いたしております。平均削減率が、電力使用量で19.2%、一番よかった世帯で61.7%の削減を達成しているような状況でございます。

以上でございます。

○畠堀委員

あわせまして、省エネ活動キャンペーンにつきましては、優秀な家庭についての表彰というふうなこともうたわれておったと思いますが、そのあたりの状況とあわせて、市営バスを利用して里の厨に移動した場合の商品券の贈呈というのもあったかと思いますが、もう少しそのあたりのところを詳しく教えていただけますでしょうか。

○原田環境政策課長

まず、省エネルギー活動キャンペーンのほうでございます。これにつきましては、上位30位までの方に商品券を贈呈いたしております。これにつきましては、1位が3,000円、2位、3位が2,000円、4位から10位が1,000円、11位から30位が500円の商品券を贈呈しております。

それと、里の厨の商品券のほうでございますが、26年度の実績が20枚、27年度の実績が12枚となっております。

以上でございます。

○畠堀委員

環境に関する取り組みについては、ある程度継続してやはり浸透させていくことが大事じゃないかと思っておりますので、今後の取り組みにも期待をしたいところではございますけれども、とりあえず、1年目となりました省エネ活動キャンペーンについては、どのように評価されているのかお伺いしたいというふうに思います。

○原田環境政策課長

先ほど申し上げましたように、エントリーされた世帯の半分以上、87%の世帯が電力使用量の削減という結果で、かなり意識を啓発する上では効果があったと考えております。そのあたりも踏まえながら、特に国のほうからは、民生部門の温室効果ガスの排出量の削減についての取り組みが今後強化されるというような見込みもございますので、家庭部門の取り組みについては、一番啓発が難しい部分ではございますが、引き続き工夫をしていきたいと考えております。

○畠堀委員

特に、今言われたように、市民の家庭の中の取り組みについてはなかなか浸透が難しいところもあるかと思っておりますけれども、1回目をこの数字をぜひ生かしていただいて、さらに拡大するようにお願いをしておきたいというふうに思います。

ノーマイカーの促進のほうにつきましては、類似といいますか、同じような活動の一つとして、光市地球温暖化対策地域協議会が行うノーマイカーの取り組みというのがあるかと思っております。こちらについては、今年、早速6月の17日に実施されておるわけですが、こちらのほうの参加状況についてはどのような状況になっているのかお知らせいただけたらと思います。

○原田環境政策課長

6月17日の集約はまだちょっとできておりませんが、27年度の数字で申し上げますと、27年度は3回実施しております、6月と10月と12月ですが、平均しますと、大体1回の取り組みで500人程度、削減の距離で申しますと5,500km、これの効果として、二酸化炭素の排出削減量で申し上げますと、平均して1,300kgという形でございます。

○畠堀委員

確認です。500名というのは、3回のトータルで500名という。

○原田環境政策課長

3回の平均でございます。ですから、延べで申しますと約1,500名程度になります。

○畠堀委員

あわせまして、この取り組みに合わせて、公共交通機関であるバスを利用した方につ

いては、半額の利用券が贈呈されるようになっておりますけども、この状況はどうでしょうか。

○原田環境政策課長

この半額の利用券につきましては、県のほうが各事業所に直接配付しておりますので、細部についてはちょっとなかなか把握が困難ではございますが、ちなみに、ことしの6月の数字で申し上げますと、県のほうからは、山口県内の配付枚数は約4,700枚、そのうち光市分は180枚程度をお聞きしております。

○畠堀委員

光市でやっていますノーマイカーの場合については、市営バスという限定的なところでの公共交通機関の利用という形、利用促進といいますか、その置きかえになるんでしょうけども、県のやるほうにつきましては、市内にかかわらず、公共交通機関全体がターゲットになっているんじゃないかというふうに思いますが、このあたりのところ、光市の中での市営バスを対象とした取り組みについても260名で、里の厨に行かれた方がそのうちに10名から20名というような活動で推移しているわけですけども、どちらかというところ、里の厨への利用者が減ってきているようなところもあります。

やはり、片一方でやっている県のほうについては、180枚の公共の利用者がおったというふうなことになりますけども、やはり、これを機会に、市内の公共交通機関の利用促進と、これちょっと環境とはイメージが違うのかもしれないですけども、そういう積極的に置きかえることによって、これまた環境としての効果もあらわれてくるのではないかと思いますので、このあたりのところの取り組みについて、今年度も、また12月にあるわけですけども、今のところ、今年度の取り組みについて、何かお考えがあったら教えていただけたらと思います。

○原田環境政策課長

現時点では、ちょっとお示しできるような具体的なところまでは至っておりませんが、県のほうが今年度はぶちエコやまぐちの宣言をした事業所に対しては、6月と12月と10月の3回、半額券を配付いたしますという形の取り組みをもう確定させております。そのあたりも含めて、なかなかバス路線が市内だけで完結するというのは少ない部分があって、その辺の取り扱いも含めて、また、経済部等との協議もあるかと思っておりますので、効果的な内容になるように調整を進めながら検討していきたいと考えてます。

○畠堀委員

せっかく公共交通機関の代替という形で、この機会を通じて、日ごろ使わない方に公共機関を使っただけということも、環境の取り組みだけではなくて、公共交通機関の充実に向けても必要なことではないかと思っておりますので、もう少しインパクトのあるような取り組みができないのかなというふうな思いもありましたし、もう少しPRも大事かなと思いましたので、そのあたりも含めて今後の取り組みに期待したいと思います。

以上です。

○森戸委員

ちょっと今の関連といいますか、人の質問をとって言うのも何なんですけど、いろんな、今、ぶちエコやまぐち宣言とか何かそういう宣言とか、市の取り組みに関してなんですけど、ぜひ商工会議所とか、そういうところも積極的にPRをしていただきたいと思います。

福祉関係はよくPRに来られるんです。ありますよね、名前を忘れましたが、この前も来られましたが、環境関係は来られたことというのはほとんどないと思いますので、市内1,000以上の事業所があるわけですから、ぜひマイカーじゃなくて公共交通を使うようなPRとかもぜひ積極的に行っていただきたいと思いますけど、1点で、次に質問に入りたいと思うんですけど、ごみの収集の民間委託の状況、当初何台あって、今、何台民間委託されているか。その辺のところからお尋ねをしていきましょか。

○小田環境事業課長

現在、光地域の可燃ごみの収集業務は、光市行政改革大綱の中で環境行政の推進などの行政の担う役割を確保し、サービスの維持を図りながら、段階的に民間への委託を行うとの方向性が示されたことから、7台の塵芥車のうち、平成21年3月に2台、平成24年3月に2台の業務を民間委託し、現在、直営が3台、民間委託が4台で可燃ごみの収集業務を行っております。

以上でございます。

○森戸委員

平成21年のときに行革大綱か何かをつくったかどうかだったと思いますけれども、当初は、1台だけ残してあとは民間委託というふうな話だったかと思うんですけど、最終的な計画といいますか、いつごろまでにどうするというような話はなかったですか。

○小田環境事業課長

職員の退職等に合わせて、できるところから段階的にいうことで、最終的に49年度で職員が全員退職になりますことから、その段階の少し前ぐらいの時点で、といった形でのものだったと記憶しております。

○森戸委員

49年って、平成49年なんでしょう。

○小田環境事業課長

はい。

○森戸委員

行革大綱にはどのように掲げられてました。

○小田環境事業課長

そういった数字的なものは上がってなかったと記憶しております。

○森戸委員

残り3台なわけなんですけれども、次にやるとしたらいつぐらいを目安に民間委託されるんですか。

○小田環境事業課長

一番早い時期ですが、この場でいつとはお答えはできませんが、退職予定者数の推移に鑑み、31年度ぐらいを目途に検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

今、職員の身分といいますか、任用替えをされてこられたと思うんですが、現状はどのようになっているんですか、いらっしゃる方々というのは。

○小田環境事業課長

収集の現業職員が現在、一般職に変わっておりますが、正職10名と臨時を2名採用して対応しております。

○森戸委員

わかりました。了解をいたしました。

次に移ります。あじさい苑についてお尋ねをいたします。

あじさい苑を利用される方からの御要望だったので質問してみますが、あじさい苑、非常に上がるのが急な坂で、高齢化をして上がるのが大変だということで、車であそこまで上げれないといいますか、現状は鍵を支所に借りにはいかないと、車どめがあるので、車で上に上がれない状況であります。そういう形ではなくて、上に駐車場をつくってすっと上がれるような形での利用の利便性の向上ができないのかというような御要望をいただいておりますので、ぜひそういったことが可能かどうかお尋ねをいたします。

○原田環境政策課長

委員仰せのように、現状としては、高齢者とか体が御不自由な方とかにつきましては、大和支所であじさい苑の車どめの鍵をお借りいただいて、上に上がっていただいているという工夫をいたしております。上に上がる現状の道でございますが、幅員が結構狭うございまして、カーブ等の見通しの悪い部分もあり、現状としては離合できる状況にはなかなかないような道路でございます。

そのあたりも踏まえて、現在の墓園特別会計の収支状況、あるいは墓園全体の管理上

のさまざまな課題等に鑑みると、現状としては、なかなか困難な状況にあると判断しているところでございます。

○森戸委員

700万円近い赤字ですから、なかなか難しいと思いますが、現状行ってみましたが、非常に急な坂で上り下り大変だなというふうに思うんですが、その辺のところはどういうふうに思われます。無理とかどうかは別として。

○原田環境政策課長

私も、何度もあじさい苑にはいろんな業務で行っておりまして、勾配がきつい、特にお年寄りに対してはきついというのは感じております。

○森戸委員

そうですね。私もまさしくそう思いますので、ちなみに、上へ上がっていきますと、上側で造成もされてない、造成といいますか、墓園になってないような状況のところもあるかに見受けられるんですが、ああいったところを整備するといいますか、車の整備ですか、そういうところはどうなのでしょう。離合もなかなか難しいというところもありますから、上がらせるというのはなかなか難しいんかもしれないんですが、これから高齢化もしていくことですし、何らかの工夫が必要ではないかなと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○原田環境政策課長

墓園は、他の墓園等も含めて、結構昔からの高いところにあるところが多いため、他の墓園等も参考にしながら、高齢化に対応した形で工夫ができないかというのは、研究してみたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。なかなか立地的にもスペースといいますか、問題のところ非常に厳しいとは思いますが、ぜひ使いやすいような工夫をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

5 建設部関係

(1) 付託案件審査

①議案第 57 号 市道路線の廃止について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 58 号 市道路線の認定について

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑

○木村（則）委員

ちょっとお尋ねしてみたいんですが、今、70 ページにあるような、例えば、原団地 7

号線、これは、民間の業者がこういった開発をしていく上で、当然市のほうも道路であるとか側溝であるとかもろもろ関わりがあるんだろうと思いますけども、道路の幅員に対して、団地の規模によったりも違うんでしょうけども、当然4 m以上あれば道路としてはなんでしょうけど、今どきは、車もほとんど大きくはなってきましたけども、そのあたり、何か市の指導とかってというのはあるんですか、幅員に対して。

○橋本監理課長

一応帰属を受ける前に事前に協議があり、そのときに幅員は4 m以上であるように等、指導しております。

○木村（則）委員

帰属を受けるときは4 m以上ないと、それはもちろん認定できないでしょうけど、開発するまだ青写真のときに、そういった指導というのはあるんでしょうかねということなんです。

○松並都市政策課長

開発行為につきましては、法定手続や事前協議を開発事業者から受けた際には、山口県が作成しております開発許可ハンドブックに沿って、公共施設、いわゆる道路や水路等を構築するように指導をしているところでございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

今、原団地で例えばいうと、これ僕実際に見てないんでよくわかんないんですけど、これ開発のでも面積には当てはまらないですよ。市道認定なんですけど、道路のことなので、今お尋ねをしているところなんですけども。

○委員長

木村委員、認定について質問ですか。これ全般ですか。

○木村（則）委員

やめましょうか。

○委員長

いやいや、基準値を御質問されているんですか。次の項でお願いします。

○木村（則）委員

そうしましょう。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①平成 28 年度の山口県関係事業について（報告）

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

ちょっと何点かお尋ねをいたします。

8 番の島田川と山田川の橋梁の設計ということなんですが、これは、島田川の護岸改修に伴って、管理道ができる部分の山田川の部分ということですね。

○田村道路部次長兼道路河川課長

さようです。

○森戸委員

わかりました。16 番の光井、島田なんですが、今年いかがでございますか、進捗は。

○田村道路部次長兼道路河川課長

昨年度から予算がついておりますが、なかなか同意をいただけないようで、引き続き用地交渉に入るということでございます。

○森戸委員

わかりました。2 ページの 4 番の枝虫、とびの子のこの堆積土砂の撤去についてなんですが、これは初めてですか、この予算が上がるのは、そんな気がするんですが、いかがですか、毎回でしたっけ。

○田村道路部次長兼道路河川課長

説明で上がったのは初めてかもわかりませんが、実施は毎年県で行っていただいております、こちらに書いておりますように、負担金 50%の支払いをしています。

○森戸委員

了解しました。

○木村（則）委員

質問に入らせていただきますけれども、ちょっと委員長にお願いします。資料の配付をお願いしたいと思います。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○木村（則） 委員

それでは、今回本会議の中でも取り上げられました街路樹についてももう少し数点具体的に質問をしてみたいと思います。

あわせてこの3月に作成されました光市街路樹維持管理指針について、それに基づいてちょっと質問を進めてまいりたいと思います。

まず、私たちのいただいたこの概要版なんですけれども、これって何か本編ってあるんですか。

○松並都市政策課長

本冊はございます。

○木村（則） 委員

わかりました。ということは、これにもっと充実したものが掲げているのであろうということではありますけれども、ちょっと幾つか注文もあわせていろいろ質問させてもらいたいと思います。

これ概要版でありますから、本編のほうはどうかわかりませんが、まず、本来の目的です。景観のみならず、街路樹というのは、安全とか環境とか、そういった目的があると同時に、これからの維持管理の縮減といった財政的な観点も必要だろうと思いますけれども、そういったこれの目的というのは、それには書かれているのでしょうか。

○松並都市政策課長

本冊に目的を整理して述べております。

以上でございます。

○木村（則） 委員

その中には、今後のやっぱり維持管理経費といったものも含まれていますか。

○松並都市政策課長

目的及び背景として整理しております中で、高度に進んだ車社会における街路樹のあり方や市民に街路樹に対する考え方など、街路樹を取り巻く環境も大きく変化しており、光市においても、市民の要望に応えながら、効率的かつ効果的に街路樹を維持管理する方法について検討していく必要があるということを述べております。

以上でございます。

○木村（則） 委員

効率的にということに含まれるかどうかはわかりませんが、街路樹というのは

永年でありますから、今後の光市の財政といったこともやっぱり鑑みると、やっぱりそういう縮減ということを目的というのは、ある意味重要な目的になってくるであろうというふうには思いますので、そのあたりちょっと御検討いただきたいと思います。

ちょっと中身に入っていきたいと思いますが、このいただいたものを見てみますと、まず、ちょっと植樹ますの設置と撤去というところで、ちょっと理解できないところがあるので、そのあたりをお尋ねしてみたいと思います。

この植樹ますに関しては、横断歩道や信号機、交差点から5 m以上離すというのは、これは安全を確保する目的だと思うんですけども、そういうことなんでしょうか。視界を確保するというのでしょうか。

○松並都市政策課長

お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

信号機があるところは信号機に従って通行すればいいわけなので、ある意味、安全といえば安全なんですけども、ちょっと先ほど皆さんにお配りしました写真を見ていただきたいと思います。下から2段目です。これ前回といいますか、以前もちょっとこのことは質問させていただきました。これ室積のスーパーから国道に出るところの右、左それぞれの車の中から見た視線なんですけども、ほとんど植樹ますの中にある灌木でほとんど見えないんです。大体90 cmぐらい高いに、この時期ですから伸びております。

以前質問したときは、速やかに近くの街路樹はすぐ切ってくださいました何本か、今は、この植樹ますの中にあるこれが見えないんです。このスーパーにかかわらず室積のほとんど側道から国道に出るところはみんなこんな状況なんです。これが非常に危険なので、こういったあたりをちょっと一度確認をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田建設部長

まず、具体的にマックスバリューのところをお示しをいただきました。この店舗の出入り口につきましては、事業者の都合によって、出入り口を設けられたものでございます。これについては、出入り口の安全性の確保については、事業者にもあると考えております。出入り口付近の植樹帯については、道路管理者、ここについては国道になりますから、国道と協議をお願いしたいと思っております。維持管理については、低木は国道の管理になりますので、国道のほうには適正な管理をお願いしてまいります。

以上であります。

○木村（則）委員

今回の指針に関しては市道ということで私も理解はしているところなんですけども、今これが設置及びは国になるんですよね、たしか。あのイチョウ並木は市が委託を受け

て管理をしていると、受託をしているということでしょうけども、これでもどうしたらいいんですか、市民の立場になって考えたときに、夏場になると、毎年ですけど、本当近々の課題なんです。市としてはこういった対応はお願いできるんでしょうか、あるいは市民としては何ができるんでしょうか。

○岡田建設部長

国道に関するところになります。出入り口になると思いますので、国道の出入り口につきましては、低木は国土交通省が管理をされる。そして、高木のイチョウの木は光市が植えたものであり、光市が管理をするということになっておりますので、市民の皆さんが余りにも伸び過ぎているといったことがあれば、光市のほうにも連絡をしていただくと助かりますし、国道 188 号維持管理、防府になります。直接電話をしてもらってもよろしいかと思えます。

以上でございます。

○木村（則）委員

結構何か冷たいですね。いやいや、本当、室積の方からは、松原とか中央とか、国道沿い周辺の方からは本当に、もう何度もひやりとしたということも聞いてますし、僕自身も、いつも国道に出るところに勘に頼ってるんです。向こうのほうからちらっと見えるんですよ。あれは通り過ぎたら、もう次は来ないだろうなと思いつつ、出たり入ったりしながら、いつもこの国道を出ていくわけなんですけども、そういうことなんですか、もうこれは国のもんだから、光市民の安全はなんちゅう話になるんですか。そういう自治会とか何かから声を挙げていくしかないのかなというお答えだったように思います。

じゃあ、ちょっと、次、この中で、もう一つ、植樹ますの間隔は 10m 以上あけると、植樹ますがあったら、その次は 10m 以上あけるということがこれにうたわれているんですが、これはどういう理由なんですか。これずっと連なってても、もちろんそこから車が住宅に入るようなところはあけていくわけでしょうけども、この 10m 以上あけるというのはどういう理由か、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○松並都市政策課長

植樹ますの間隔につきましては、余りにも連続しておりますと、特に高木が連なって生長した際には、見通しがきかなくなり過ぎるというようなこともございまして、ますの間隔は 10m 以上という設定を、目安として設定をしているところでございます。

以上です。

○木村（則）委員

植樹ますも、目的からすれば景観とか安全とかといったことでしょうか、いろんな間隔の差異はあろうかと思えますけども、さっき言った国道沿い、これは国道なんですけども、市道なり何なりというのが、間隔なり何なりも合わせると同時に、やっぱり高さのことだとか、そういったことも何かしらこういったものにちょっと検討をいた

だきたいと思います。

あと、次に、ちょっと街路樹についてですけれども、今回の指針では、街路樹が、必要性なりあるいは数量の見直しといったものがちょっと明記されていないような気がします。これ概要版なんで、ちょっと私が思いますのは、街路樹というのは結構車からとか、あるいは歩道からの視線からいうと、それなりにちょっと間隔が飛んでいても、直線的に見ますので、割とその街路樹の体をなしているのは見えるんです。ちょっといろんな市内の主だった道を走ってみますと、やっぱりもう少し間引いてもいいんじゃないかと。ピッチがばらつきがあったりすると困るんです。当然、最初植えた後に、そこに住宅が建って、そこに進入路を設けるとか、いろんな事情があるんでしょうけれども、そういったちょっと数量をもう一回加減して、これは維持管理費を減らしていく必要があるんじゃないかという視点での提案なんですけれども、そういったこともちょっと検討をしていただきたいと思います。これ御回答要りません。

それから、今の剪定、剪定に関しては、本来の樹形を確保するための剪定に心がけるというふうには書いてはありますけれども、今の剪定ってほとんど、例えば、国道のイチョウに限っていえば、とにかく枝が伸びるとか、ただ払うだけなんですよね。そのあたりちょっと。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○木村（則）委員

街路樹のちょっと景観ということであれば、街路樹なんかのピッチなんかを整えるとか、あるいは少し数量を何割か減らすといったものも、やはりちょっと検討をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

それと、あとこの指針にぜひ加えていただきたいのは、またちょっと写真を見ていただきたいと思いますけれども、上から２段目の右、これは、浅江の国道沿いの歩道なんですけれども、以前、山口国体が開催された際には、国道を中心にボランティアの方だとか、市役所の方だとか大変ごみを拾ったり、除草をされたりして、一時的ではありますけれども、大変きれいになりました。こういった国道沿いの事業者であったり、民家があったりする前の、ちょっとこういった除草に関しては、そういった事業者の方にちょっとお願いをして、夏場少しちょっと見張っててくださいねということをお願いして回ったらいいのではないかなと。里親制度というほど大げさなものではないんでしょうけども、そのあたりいかがでしょうか。

○松並都市政策課長

個別の事業所さんというわけではございませんけれども、やはり、市民や事業者の方々とは協力し合いながら、自主的な維持管理というものはやはり必要であろうと考えておりますことから、そうした管理方策、理解がいただけるような方策については、情報を共有し合いながら研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○木村（則）委員

何かできましたら、チラシの1枚も刷って、何でしょうね、みんなできれいな光市にしましうねというようなキャッチコピーでも入れて、1件1件お願いをしてみると、若手職員が事業所とコミュニケーションをするいいトレーニングの機会でもあらうと思いますので、そういったことをぜひお願いしてみたいと思います。

浅江から室積あたりでそんなにはないんです。中には、それは市がやることだから知らないよという人もいるかもしれませんが、お願いをしていただければ、ある程度の方はやっていただけると思います。もちろん安全が第一ですから、あくまでもその歩道の中で除草できる範囲ということにならうかと思ひます。

それと、今度は、一番上の写真の2枚と2段目の左側です。これは、光駅前のロータリーなんですけれども、ここは、高就労の方であるとか、それから市民の方が、今、市民部と競争で除草をしております。特に、お盆前には、帰省の方を気持ちよくお迎えしようということでやってまいった、これ4年ぐらひやってまいりましたけれども、これがちょっと構造的にコンクリートの上にこういう玉石を並べてあるんですが、ちょっと間に砂が混ざっているもんですから、どんどん小さな雑草が生えてくるんです。正直もうこれをとるのが結構疲れ果てているんです。

あわせて、2段目の左の写真ちょっと見ていただくと、縁石が、この周辺の7割程度、もうかなり傾いています。これ人が乗るところでもないのに、力を加えない限りは、もう少しもつかもせませんが、近い将来、恐らく崩れるのではないかなと思ひますので、このあたりちょっと調査をしていただひて、ちょっと抜本的な解決をしていただひけるようであれば、検討をしていただひたいと思ひますが、いかがでしょう。

○松並都市政策課長

光駅前のロータリーにつきましては、ボランティアの方々で清掃活動をしていただひて、ありがとうございます。縁石の傾きにつきましては、以前にもお聞きをしたことがあるんですが、原因はわかりかねるんですが、さらに傾いて通行等に支障がないような方策については、しっかり研究してまいりたいと思ひております。

以上です。

○木村（則）委員

縁石もさることながら、どちらかというとな、上の玉石の配置に関して見直しをしていただひたいと思ひますので、ちょっと一度、これ永年草ぬきをするのもちょっとしんどいんです。要するに、一度ごっそりとして、とにかく、多分下はスラブ張ってあるはずなんですけど、その上に玉石をもう一遍並べかえてもらえれば草が生えないというふうに入ひますので、そんな大がかりな話でもないと思ひます。ひとつよろしくお願ひします。

最後に、一番下の写真です。これは、これまでも質問をしてまいりました。3回目の質問ということで、三度目の正直となりますかどうかといったところでしょうけれども、

これかねてから、例の千坊台の入り口の 19 号線なんですけれども、左のほうにアメリカカフウが立って行って、右側に民地のフェンスがあります。約 1.5m 離れているんですけども、これは、以前、これが随分大木になって秋に葉っぱをおとして、そのときに、中にたばこの吸い殻なんかがおちてて危険だから、この木はいつそのこと切ってほしいという話をさせていただいたところ、これは、光市の財産であるから、そうおいそれとは切れないというのが回答でした。

その後一定の剪定をして、今、こういう形で、多分、もう 2 回、3 年か 4 年に 1 回上をばっさり切って、多分もう 2 回やったと思います。でも、やっぱり 3 年ぐらいすると、もうこんな状況になるんです。

今回、指針に関しても、民有地などへ越境している剪定というふうにはありますけれども、場合によってはといたしますか、状況に応じては、もう伐採ということのほうが、私は合理的だというふうに考えるんです。

ちょっと改めてそのあたり御見解をお願いしたいと思います。

○松並都市政策課長

街路樹につきましては、委員さんからもこれまでもお尋ねがございましたし、このたびの議会での一般質問でも建設部長が答弁をさせていただきました。通行上の支障があれば、伐採、除伐できるという御答弁申し上げましたが、加えて、剪定といった通常の維持管理で回避できない事由があれば、除伐を検討する必要があると考えております。以上でございます。

○木村（則）委員

それぞれの判断でしょうけれども、今回のことでいえば、私からすると、やはり、隣の方にその秋にやっぱりその葉をたくさんおとして被害を及ぼすと、それから、樹木の本来の姿が保てない、それから、今後 3 年、4 年に 1 回の必ず永年コストをかけて、七、八万円かかると思います。ずっとやり続ける、そういったことを総合的に判断すると、これはもうあっさり除伐するほうが合理的だというふうに考えますので、改めてちょっとこの現場を見ていただきたいと思います。

それでは、一通りちょっと街路樹なりのことを終わりましたけど、ちょっと最後に、先ほど国道の件です。本当に一般市民の立場に立って考えてみたときにということをぜひ御検討いただきたいと思います。

基礎自治体としての、光市民の生命と財産を守るという観点で、行政としては何ができるのか、あるいは市民が何ができるのか、これは非常にちょっと重要な問題だろうと思います。これに限らずでしょうけれども、そのあたりちょっとどなたか一定の回答いただけませんかでしょうか。

○森重副市長

我々基礎自治体として市民の立場に立って行政執行を行っております。議員も御理解はいただけるものと思っておりますが、いわゆる道路管理者としての役割があるわけで

ございます。

本件は、国道ですので、我々としてもこういったところで御意見がありましたことをしっかり国道維持事務所に道路管理者として適正な維持管理をしてほしいという旨のお願いをしますし、これまでも建設部においては適宜行っているのが実情でございます。

あわせて、只今お話がありましたとおり、市民のお立場で、少し言いづらいのかもわかりませんが、我々とともに、生の声を道路管理者にお願いをしていただくというのも、方法の一つだと思います。基礎自治体の役割、また、本当にお困りになっておられ、交通安全上も危険でしょうから、ぜひそこを御利用の方々が、お困りの実態を、生の声をお伝えいただければと存じます。それが、引いては、市民の皆様がお困りのことが1つでも解決できることになれば、我々としても助かるということでございます。

これは、県道もそうでございます。市道については、当然、我々のほうにお叱りをいただいたり、お気づきの点があれば、我々で可能な範囲でやっていこうと思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○木村（則）委員

ぜひ市民の方にも、そういったことを伝えて、自治会単位で国のほうに要請するなりといったことを伝えていきたいと思えます。

市民の側からすると、それは、県道、国道なんていうのはわかっちゃいるんですけど、そんなことはどうでもいいんですけど、本当に見える、見えない、安全、危険といったことですから。わかりました。我々の立場でも、できることは実践してまいりたいと思えます。

以上です。

○森戸委員

数点ほど。山田団地の進入路の改良を数年にわたってしていただいたんですが、縁石に乗り上げるケースが何件かあって、表示板というんですか、乗り上げないように注意を引くといいますか、喚起するような棒といいますか、板といいますか、そういうものを設置をしていただいたんですが、現状のところ、その後いかがですか。また乗り上げたりとか、もっと気がつくようにしてほしいとか、そういうふうなお話というのはございませんですか。

○田村道路部次長兼道路河川課長

只今言われる場所には、ポストコーンを立てましたが、その設置の前後において縁石が支障になるという御意見は数件いただきました。その後につきましては、御意見はいただいておられません。

○森戸委員

わかりました。まだまだ現実のところは非常に危ないと、まだなれてないという部分

があると思いますので、ぜひちょっと注視をしておいていただけたらと思います。なれるまでは時間がやっぱりかかるとと思いますので、非常に、私も回っていて、角度というんですか、気をつけないと、後ろが乗り上げてしまうというような状況にはありますので、ぜひ注意をしていただきたいと思います。

それと、石田の道路、石田団地の進入道路をつくるという部分に関しましては、その後はいかがでしょうか。

○田村道路部次長兼道路河川課長

大変申しわけないんですが、その後進展はしていません。

○森戸委員

わかりました。引き続き努力をお願いしたいと思います。

それと、今年度、舗装がされてない栄下線についてなんですが、まだこの段階で来年をどうのこうの言うのもなんですが、いかがですか。きちんと地域に対して説明はしていただいたものと思うんですが、その辺の部分も含めて、お話をいただけたらと思います。

○田村道路部次長兼道路河川課長

今年度に入りまして、関係者の方には、職員が説明を行って御理解をいただいております。今後につきましては、路面の状況、路床等の状況を見ながら考えてまいりたいと思います。

○森戸委員

排水状況もチェックしながらというようなお話が3月かどこかで、委員会かどっかであったと思いますので、ちょうど梅雨の時期を迎えるところでございますので、ぜひ調査をしていただいて、来年度はきちんと完成をぜひ、最低限その完成はさせないとけんと思いますから、あの状況のままというのはあり得ない話だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、1点なんですが、今、公共施設白書を策定して、総務省ですか、インフラ部分の管理計画といいますか、つくりなさいということでお話が来ていると思いますが、同僚議員の一般質問の中で、道路か橋梁かちょっと厳密にはわかりませんが、老朽化率が60%だと、56.数%だったですか、そんなお話があったと思うんですが、現実の1,094路線ですか、道路は、360kmに関しての老朽化率というんですか、その辺のところは現実のところはいかがなんでしょうか。まず、その辺からお尋ねをしてみましようか。

○田村道路部次長兼道路河川課長

議員仰せの数字は、政策企画部長が答弁したのですが、こちらは市内の公共施設全ての老朽化率を示されたものと理解しておりまして、道路につきましては、今何%というのは持ち合わせておりません。

○森戸委員

現状では、修繕をしていくんですから、老朽化率そのもの、そんな部分はないんですよ、どうなんですか。当然、これだけの道路があって、底地がどうのこうのとか、その辺のところはどういうふうに捉えたらいいんですか。そもそも管理計画自体は、補修に関してのきちんと計画立ててやりなさいよという意味合いなんですか、その辺のところはどうなんですか、道路に関しては。

○田村道路部次長兼道路河川課長

インフラの長寿命化計画につきまして、国土交通省が示しておりますものは、道路に関しましては、橋梁、トンネル、大型の構造物として横断歩道橋、門型標識というものについて、インフラ長寿命化計画を立てるよう推進をしています。そのようなことから、今、光市の場合では、橋梁が該当するということになります。

○森戸委員

わかりました。道路自体、県道でも、路面が悪くなると舗装をしかえるというふうなのをやっているらしいですよ。そういう部分で、市道に関しては、計画的にどうのこうのするとか、どういうふうな時点になったら補修をするだとか、そういった基準ないしはあるんですか。

○田村道路部次長兼道路河川課長

基準はございません。全路線を調査して、例えば、ひび割れ率とか、そういったものを出したものはございませんので、修繕計画は、持ち合わせてはおりません。

○森戸委員

じゃあ、具体的に経験と勘と目視とか、そんなところで補修をしていくということですか。

○田村道路部次長兼道路河川課長

そうでございます。

○森戸委員

なるほど。それでいいんですか。私はそうじゃないと思うんですけど、やっぱり舗装に関しても、一方では、新設した市道の舗装ができない状況にありながら、一方では、目視、経験、勘によって補修されるという矛盾があるわけです。私とすれば、きちっとした舗装率1位なんですよ、山口県下の中でこの光市は、ですから、やっぱりどれだけの金額がかかっているかわかりませんが、やはり、修繕をいつしたかとか、それは台帳なりにきちんと結果を残して、計画的に資金手当をしていく、財政状況が悪い中で経験と勘に頼る、それは違うんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○田村道路部次長兼道路河川課長

申し訳ございません、経験と勘というのはちょっと極端で、交通量などを勘案し、路面の状況を経過観察して、修繕を順次行っているというのが現状でございます。

○森戸委員

わかりました。一方では市民の側からすると、何であるかはやったのに、何でここはやらないんだという部分が、これわからないんです。見た目も違うでしょうから、きちんとこの路線に関してはいつ工事をして、どういうふうな工事をしたかの結果について当然残していると思いますが、道路自体の建設からも長期にわたって時間もたっていることでしょうか、ある程度は、基準ないし計画的になるような考え方をぜひ一度持っていただけたらと思いますので、これはお願いをいうことで要望しておきたいと思います。

以上です。

○畠堀委員

市営住宅の入居基準の見直しが3月議会で条例改正によって行われたわけですが、この6月の17日に、市営住宅の入居抽せんが行われたというふうに聞いてます。この中で、市民の反響とか希望状況、入居状況についてお知らせいただけたらと思いますが。

○国広建築住宅課長

今回5月26日から6月10日の期間で入居の募集の実施を行いました。6月17日に一般公営住宅10戸を対象に7名の応募がございました。7名の応募が重複しておりましたので、抽せんを行ったという結果でございます。

この度の応募者の方は、全員が市内居住の方ということで、今回の条例改正等を行った要件ではございませんでした。ただし、特定公共賃貸住宅、こちらのほうも同じように条例改正、家賃の改定等を行いました。こちらのほうは、4世帯の方の申し込みがございました。うち1世帯の方が下松市在住の方が申し込みをされておられるという状況でございます。

以上です。

○畠堀委員

今回の条例改正については、特に入居基準、市外の方からの入居が、応募ができるというのが非常に大きな特徴ではなかったかと思っておりますので、そうなってくると、市外に向けてのPRというものをしっかりやる必要があるんじゃないかと思っておりますけども、そのあたりの取り組みについて、以降の取り組みなり、今後の考え方なり何かありましたらお願いします。

○国広建築住宅課長

委員さんおっしゃるとおり、市内要件を外したということで、市外からの応募が可能となるということでございます。現在につきましては、市のホームページ、それから、広報、窓口、電話での問い合わせ等、こういったところでPR等をしてしておりますが、今後は、SNS等を活用して、広く市外への情報発信を行っていきたいと思っております。以上です。

○畠堀委員

奇しくも、今、新しいまちづくりと申しますか、計画が今進んでおるわけで、市外からの人の取り込みというような流れの中でいろんな施策が今光の場合も取り組まれております。そういった観点からすると、広報広聴戦略として、市民だけではなくて、市外に向けて、光市としてどういう戦略を持ってそういったPRをしていくのかというふうなことについては、建設部の所管だけではなくて、市全体として、そういった戦略について一度練る必要があるんじゃないかと思うんですけども、その他については、副市長おられますので、ぜひ市全体としての戦略の構築についても、一度御検討いただけたらと思いますので、要望としてお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○木村（則）委員

私からもちょっと市営住宅の今後の合理的なストックのあり方といったような観点でちょっと質問をしてまいりたいと思っております。

今後、人口減少になると同時に、公共施設マネジメントといった観点からも、これまでと同様に、新築の更新をし続けるというわけにもいかないというふうに考えるわけですが、今、市営住宅の長寿命化計画の中において、今後の20年、30年、40年、50年といった後の必要な住戸数と申しますか、というのは何か予測はされているんですか。

○国広建築住宅課長

将来的に光市の人口減少が当然予測されているところから、これに伴いまして、公営住宅の需要も当然減少していきだろろうと考えられます。

建て替え時については、従前の戸数を減少させるとか、管理戸数を調整して、供給量の適正化を図っていきたいというところがございます。

また、長寿命化計画の中には、存続をするのか、用途廃止をするのか、ある一定の方向性のほうは示しているというところがございます。

以上です。

○木村（則）委員

ちょっと直近の溝呂井住宅の建て替えをちょっと例にとって伺ってみたいと思うんですけども、そもそもあれ割と標準的な市営住宅だと思っておりますけれども、果たして、これ生涯コストというのはどれぐらいかかるか、大まかわかりますか。

○国広建築住宅課長

生涯コスト、建設をしてから、その建物を除却する解体費までの経費、いわゆるライフサイクルコストと言われるようなものではないかと思いますが、一般的に建設費の2倍から3倍の維持管理費が解体するまでかかるであろうと言われております。

そういったところから計算いたしますと、戸当たり、月当たりということで考えれば、約4万円弱のコストがかかってくるのではないかと想定しております。

○木村（則）委員

今の御回答だと、月に換算すると4万円弱、4万円程度といますかかかっていると。私は提案をぜひさせていただきたいのは、そのぐらにかかるとあれば、今後の需要の見込みに対して、市が建設するのみならず、最近では、民間の特にちょっと投資目的と思われるようなアパートが、いまだにちょっと建設をされ続けている状況があって、これは、もう近い将来、必ず供給過多になろうかと思えます。そこで、やっぱりそういった民間の空き部屋を活用するということは、やっぱり今後考えていく必要があるかと思えますが、そのあたりいかがでしょうか。

○国広建築住宅課長

民間空き家を活用するという形の御質問と思います。今年度、まさに、光市の住宅ストックの保有の選択肢として、借り上げ公営住宅という手法は考えられないかというところをちょっと調査をして、始めたというような状況でございます。直接建設と借り上げ住宅、双方メリット、デメリットを抽出して、光市にとって最善の方法は何なのか、今年度中に方向性を出していきたいと思っております。

以上です。

○木村（則）委員

ぜひよろしく願いいたします。いずれにしても、今年度中であろうと、いつであろうと、とにかく早い時点でこれは計画をしていかなきゃいけないと思えますけれども、何かありますか。

○森重副市長

今担当課長のほうから今年度中という答弁をさせていただきましたが、それはちょっと担保されたものではありませんので、訂正をさせていただきたいと存じます。

以上であります。

○木村（則）委員

わかりました。ぜひお願いしたいと思えます。

それと、もう一点だけちょっと市営住宅で、実は、前回の委員会的时候に、大和の複合施設における市営住宅で、同僚議員から鉄骨造ではできないのかという質問が出まし

た。私も、鉄骨造でいいのではないか、コストが安くなるのでいいのではないかというふうに考えるわけですが、ちょっとそれができないというか、RCのほうがよりよいという理由をもう一度お答え願いたいと思います。

○沖本建設住宅課建設技術担当課長

今の御質問については、公営住宅を鉄骨造でできないかということなんですが、公営住宅の建設の際には、国の公営住宅法という法律に基づいて整備を行っております。この法の中の整備基準の中には、さまざまな技術的な基準がございますが、公営住宅は70年耐用年数を持たせるといものがございます。鉄骨造と鉄筋コンクリート造という大体比較になると思うのですが、70年をもたせようと思うと、やっぱり鉄筋コンクリート造のほうが有利であるという理由で鉄筋コンクリート造ということで整備を考えております。

以上でございます。

○木村（則）委員

何か補助金が出るとか出ないとか、そういう条件もあるんですか。

○沖本建設住宅課建設技術担当課長

公営住宅法に基づいて整備しますと、交付金が取れます。

以上でございます。

○木村（則）委員

公営住宅法というものがいつできたかわかりませんが、それ自体がやっぱりすごく古いですね、その考え方が。それを今とやかく言ってもしょうがないんでしょうけど、そもそも昔、戦後、公営住宅が必要なときは、最初はもう木賃アパートみたいなところから始まったわけですし、鉄骨造だと70年もたないで何年もつんだらうと思いますけども、今都会のビルから何から、もうほとんどS造だったり、SRCもありますけども、もたないという、僕も根拠はないので言えませんが、RCと同じぐらいもつ、あるいは反対に、今どきはRCのほうが怪しいかなとも思えなくもないんですけど、わかりました。終わります。

○土橋委員

人口の減少対策というのが、それで、職員の皆さんも苦労されているとは思いますが、建設部として、人口減少対策、どういうふうな協力をしようとしておられるのかちょっと聞いてみたい。

○岡田建設部長

建設部といたしましては、人口減少社会に対応できることは、我々は、インフラの整備が主になっております。そういったことから、市民の皆さんに親しまれるというもの

ではないと思いますけども、利用しやすい施設を建設していきたいし、既存の施設に対しては、市民の皆さんに優しい施設であるように維持管理をしていくということがまず第一だろうとっております。

以上でございます。

○土橋委員

そうなんです。利用しやすいというのは、私はそれを聞いたかっただけの話なんです。つまり、以前、私が、市営住宅入居基準の中山間地域の問題も取り上げて言いました。そのときに、担当課長は、検討するんだと、もうあしたでもできるような、そういうような雰囲気の中で、しかし、あしたにも退職しましたから、わからないんですけども、現実問題として、この話はどこにいったんだろうかと、その続きを新人課長にお伺いせんにゃしようがないでしょう。それは申し合わせとしてはなっているのかどうなのか。

○国広建築住宅課長

退職した前任課長からもそういったことは聞いております。

現在の入居率を見てもみますと、光市全体での入居率が 84.4%と、大和地区においては建て替えを予定している溝呂井住宅を除きますと、大和地区の入居率が 88%と非常に高いという現状がございます。

こうしたところから、大和地域の入居の緩和について、もうちょっと慎重に検討していく必要があるのではないかと考えております。

ただ、今後、入居率の低下が進むとか、人口減少の中で、そういったものがあれば、所得基準や裁量世帯の考え方など多角的に考えて、入居要件の緩和を考えていかなければならないと思います。

以上です。

○土橋委員

いやいや、今から考えるんじゃないし、なぜ考えないのかというのを、前課長のときに、私は言うてたわけです。さっきも言いましたように、人口定住だとか人口減少に本当に立ち向かおうとするなら、建設部としてやれることというのは、そこだけなんです。そこで協力ができる。例えばの話が、入居基準というの、今は、1カ月幾らなら入れますよと、計算時期はありますけれども、しかし、いや1カ月このぐらいでも入れますよというようなものもあるわけですから、そうすると、そのこのところの基準をいらわないと緩和にならないのです。それを、一般質問でも取り上げながらも、話をしてきたんですけども、それも、しかも、国のお墨つきをもらわなきゃできないとかというんじゃないんだから、光が極端に言えば勝手にできるんだから、光が勝手にできるのに、何でやらないんだろうかと、何でそれを真剣に論議しないんだろうかと、不思議でならん。論議しないということは、やる気がないというふうにしかなれないと。その辺のところ、もう 12 時も近いですから、あとそういう前課長から引き継いでいるんですか。そういうことを、私が言うたようなことを、入居基準の緩和というのは、一つは錢ですよ

と。だから、例えばの話があればでしょう。溝呂井住宅が 20 戸、今、20 は全部おられるわけじゃないでしょう。そうすると、そこに、若い人が入ろうとするならば、例えばの話です。入居基準が合わなかったから、私が言うように、このぐらいなら何ぼでも入るのに、これが入居基準になっちゃったら入れんでしょう。私言ってることわかります。そういう話をしてるんです、私は。何か言うことあります。

○岡田建設部長

担当の課長からもお話がありましたように、十分課の中で検討はしておったところでございますけども、先ほど申しましたように、大和地域の入居率が 88%という、全体の中でも高い入居率があり、公募もしても、申し込みもある地域でございますことから、今年度は、入居基準の見直しを行わなかったということでございますけども、先ほど課長申しましたように、今後、この入居率が下がってくるようであれば、早急な対応ということを考えてまいりたいと。

○土橋委員

最後に、別に大和地域に限らなくてもいいんです。人口減少対策という広い意味で考えると、それは、入居基準を変更するのがどこまでか可能なのかというのは、私も全部を知っているわけじゃないから、だから、右のほうの住宅なんかでも、それは構わんです。さらには、それはどうなるかこうなるかわかりませんが、今は民間の空き家住宅がどうのこうのというような、そういうようなところまでも、話としてはどんどん行っているわけですから、具体的にはなっていないにしても、だから私が言いよるんで、ひとつ真剣にこの問題検討していただきたいということをお願いをして、昼飯にしたいと思います。

○森戸委員

ちょっと土橋委員の発言に対して言うわけではないんですが、私は、公共施設のマネジメントという観点は絶対に忘れてはならないと思います。市営住宅の戸数というと、下松市の倍あるわけですね。そこに入らない分、民住が活用されているわけですから、我々の今の財政状況はどうなんだという観点は絶対に忘れてはならないと思います。

ですから、もしそうじゃないとするならば、人口定住の観点というのをもし入れるのであれば、我々の公の建設維持管理という部分ではなくて、やはり、空き家の活用とか、民間の借り上げというふうな考えにシフトしていくべきでしょうし、さらに、これだけの分散型の都市構造であるわけですから、やっぱり都市計画を所管する建設部として、今後の公共施設の立地の適正化はぜひ肝に銘じていただきたいと思いますが、そういうふうにぜひ誘導できるような形での公共施設の整備とプラスお金がかからない仕組み、民間の借り上げであるとか、空き家の活用であるとか、その視点は絶対に忘れてはならないと思いますので、これは、警鐘を鳴らしておきたいと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

6 経済部関係

(1) 付託案件審査

①議案第 47 号 平成 28 年度光市一般会計補正予算（第 1 号）〔所管分〕

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○畠堀委員

2点ほど、一つは、本年度の事業に上げられております鳥獣被害対策の実施隊の設置事業というのが上げられておりますが、特に、市内あちこちで鳥獣対策ということで被害を受けて、いろんな対策を打っていただいておりますけども、この事業については、予算としての金額が計上されていないということもあります。具体的にどのような取り組みが今進められようとしているのか伺いたいと思います。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

今、畠堀委員から実施隊についての具体的な取り組み等の御質問でございます。まず、実施隊でございますけども、本年度4月より、私を実施隊の隊長、有害鳥獣対策係の職員3名を隊員で計4名で設置をしたところでございます。

今、委員お尋ねの実施隊の設置事業について予算計上されてない理由でございますけれども、市の職員のみで今回実施隊を設置しておりますので、実施隊員である市の職員は、有害鳥獣の追い払い、それから、防護に対する市民への指導・助言、あるいは被害防止対策の技術の普及等を行っております。

これは、今までにも行ってきたことではございますけれども、これをまたさらに推進していくこととなります。したがって、市の職員ということで実施隊員自体の報酬あるいは業務等において、特に設置をしたからといって予算のほうに計上を伴っておりません。

それから、今後、市の職員と民間の有資格者とによります実施隊設置を将来的には目指しております、この場合には、民間の新たな有資格者の報酬等、こういったものが必要になってまいりますので、そのときには、条例とか要綱等で整備をする必要があって、当然予算措置のほうも必要になってまいります。

そういったことで、私どもも実施隊を組織したからには、私を含め、職員一人一人が自覚を新たにして、今後の関係する事業に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

鳥獣対策について、職員みずからで組織して取り組みを進めていくんだと。さらには、そういった組織の発展をさきには見据えているという話でございました。そのようにについては非常に期待をしておりますし、また、積極的な取り組みをお願いしておきたいと思っております。というのでよろしく願いしておきたいと思っております。

次に、光市の雇用状況についてお伺いしたいと思っております。

以前、2013年の8月の光市の有効求人倍率について伺ったときには、非常に世の中の状況が悪い中で、光市は0.85倍、近隣の市は1倍を超えていたわけですが、そういった中で非常に厳しい状況にあったということ覚えておりますが、その後の環境の変化等も踏まえて、現在の光市の有効求人倍率、雇用環境についてどのように分析されているのかお伺いしたいと思っております。

○芳岡商工観光課長

委員から御紹介をいただきましたのは、以前一般質問で取り上げていただきました就業地別の有効求人倍率のことだと思っております。通常、公共職業安定所が公表しております有効求人倍率は、求人数の計上に際しては、ハローワークがご置います事業所の所在地で一括計上されております。例えば、A市に本社を有する事業者が、A市、B市、C市にそれぞれ10名の求人を出す場合であっても、事業所のありますハローワークのところで30人というものが一括して計上されるなど、実情を反映してない部分がございます。そこで、山口労働局は、平成25年度から試算値として、地域別の有効求人倍率を示すようになっております。

先程、委員からお示しいただいた0.85も光市の就業地別の有効求人倍率として公表されたものでございます。先週発表されました4月の下松公共職業安定所管内の有効求

人倍率は 1.11 でございましたが、先ほど申しました就業地別の有効求人倍率で申しますと 1.18 となっております。これは、チェーン店などの本社を有しない本市の場合は、幾らか就業地別の有効求人倍率が上がるような傾向にあると考えております。

しかしながら、近隣他市においては、委員からもお話がありましたけども、光市よりも高い倍率を示していることも承知をしております。

以上でございます。

○畠堀委員

実際に近隣市町の数字というのはわかりますか。

○芳岡商工観光課長

再度のお尋ねの近隣市町の就業地別の有効求人倍率は、4月のデータになりますが、下松市は 1.75、周南市は 1.51、柳井市は 1.75 という値となっております。

以上です。

○畠堀委員

他市との比較については、この数値の踏まえている特徴というのがありますから、直接的な比較にはなかなか至らないとは思いますが、トレンドとしたみた場合に、明らかに年を重ねることによって回復してきており、雇用環境としてはよくなっているのではないかと思うわけですが、雇用環境がよくなれば、逆に心配されるのは、中小企業の人材のミスマッチというものが懸念されると思いますが、そのあたり、市内の中小企業のウェイト非常に高いわけですが、市内における中小企業での必要人材の確保と申しますか、ミスマッチについてはどのように分析されているのかお伺いしたいと思います。

○芳岡商工観光課長

雇用のミスマッチについての御質問をいただきました。下松公共職業安定所がまとめた管内での求人と求職のバランスシートというものが公表されておりますが、これを見ますと、一般事務員の有効求人倍率は 0.13 倍、建設の職業では 4.13 倍、介護サービスの職業では 1.61 倍など、委員仰せのように求人と求職のミスマッチがうかがえる状況でございます。

本市といたしましては、そういった人材不足に関しましては、大手企業が積極的に採用確保する中、中小企業の採用活動が苦戦しているという情報もつかんでおります。県が実施しております就職フェアにおいても、求人事業者の参加はあるものの、就職を探す側、いわゆる学生であったり、若者であったりの参加者が減少傾向にあると伺っております。

商工観光課としても、雇用の日のメッセージフェア等で地元の中小企業や他業種の紹介であったり、理解を求めるような取組みを進めておりますし、また、今後も取組みを進めていこうと考えております。

以上です。

○畠堀委員

今、御紹介ありましたように、光市においては、雇用の日のメッセージフェアという形で地場の中小企業なりの紹介を学生の皆さんにしているということで、これは非常に素晴らしいことだと思いますし、この活動については、即効的な数字の改善というのには結びつかないにしろ、将来的には必ずそういった方向にいくのではないかと思いますので、光市としての特徴的な取り組みではないかと考えておりますので、ぜひその辺も含めて、市内での雇用のミスマッチのところにも十分に目を光らせながら、必要な対策というのを講じていただきたいなというふうに思います。

その中で、今御紹介があった雇用状況について、一般事務は非常に求人は少ないわけですが、御紹介があった介護とか建設、特に介護については、福祉保健でも御質問したんですけれども、市内の特養なりの施設における人材が非常に不足しているのではないかとこのように思いますし、実際しているようですが、このあたり光市の特徴として、高齢化が進んだ光市において、そういった施設が充実してくる中で、人手が足りないばかりに、できたものが稼働しないとなると、余りよろしくないのではないかと思いますし、そういったミスマッチ解消に向けて、ぜひ所管を越えて協力して取り組みを行っていただきたいというふうに思いますが、そのあたりの具体的な考え方として、何か所管としてのお考えがあれば伺いしたいと思います。

○芳岡商工観光課長

介護、福祉の業界における雇用のミスマッチについて、再度の御質問をいただきました。

先ほども申しましたように、介護サービスの職業の有効求人倍率は、4月で1.61となっております。職業別の倍率が高いということは、逆にいえば、求職している方でも、その業種での就職を希望しないという状況にあると考えております。

こうした中、国は、11月11日を介護の日と定めて、重点実施期間などを設けるなど、さまざまな取り組みを展開しているところでございますし、また、人材の確保については、山口県福祉人材センターを設置し、人材の確保に努めているところであります。福祉の分野において、こうした取り組みがなされているところでありますが、我々としても、そういったセンターがあることのPR、情報発信というものに協力をして連携を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

特に、雇用の確保なり、若者定住ということを考えてときに、やはり、仕事をきちんと若い人がつけるということが大事だと思いますし、そういった意味では、ミスマッチがないようにしっかり情報提供していくと、中で仕事を選んでいくということが大事じゃないかと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

もう一点ですけれども、そういった中で、光市の取り組みとして、所管の窓口にもステレンスの看板が立っておりますけれども、創業支援事業の窓口ということで、このあたりについても、市としての取り組みを意気込みというのが伝わってくるころではございますけれども、特にこの事業については、年間で13件という目標を掲げておられます。既に今年度始まって3カ月がたとうとしておりますけれども、このあたりの目標の達成に向けての取り組みなりお考え何かありましたら、御紹介いただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

創業支援事業計画、創業支援窓口の設置についての御質問をいただきました。

御承知のとおり、先日5月31日に創業支援窓口を商工観光課に設置させていただき、今後、総合戦略にも掲げておりますが、雇用や創業にも力を入れていきたいと考えているところでございます。まだ窓口を設置して1カ月足らず、また、新年度になってからも2カ月強ということで、具体的な成果というのは出ておりませんが、以前から商工会議所で、毎週水曜日の午前中に、中小企業診断士による個別相談の窓口を設置し、先行的に取り組みを進めているところではございますが、そのほうは4月に3件、5回の御相談を受け、そのうち創業に関する相談が2件の4回、5月におきましては、3件、3回の相談を受けまして、そのうちに創業に関するものが1件1回という状況でございます。

残念ながら、既に創業に結びついたという事例はございませんが、具体的な話に進んでいる案件もあるようにお聞きをしておりますので、そういった情報の共有をしっかりと図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

取り組みの成果は今からぜひ期待をしておきたいというふうに思います。

この制度についても、女性の優遇だとか、市外からの入ってこられる方に対する優遇だとかというのは進められておるわけですが、そうしますと、やはり、市内にいる方もさることながら、やっぱり市外にいる方へのそういった優遇のPRというものがやはり大事じゃないかというふうに思います。

先ほどもちょっとお話ししましたが、やはり、内向きだけの広報戦略ではなくて、外に向けた戦略というものが、やはり、光市として、全体を横串を刺したような施策の検討というのはやはり重要なのではないかと思いますけれども、この部分については、副市長おられますので、何かそういった光市としての対外的な広報戦略の取り組みについての何かお考えとかあったら、せっかくですのでお伺いできたらと思います。

○森重副市長

先ほどの建設部のほうでもお話がございました。シティセールスという観点でこれまでも議員の皆様からいろんな御提言もいただいているところでございます。市長は常々光を売るといっても申しておりますことから、改めて市全体で対外的に、どのような

情報発信をしていけばよいのかということを含めて、総合的に考えていかなければならないと思います。

まさに、内向きだけではなく、さまざまな分野で市外、県外に向けて情報発信することが、正にまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でいう人口定住対策にも当たりますし、我々自身が行っている行政施策をいかに市民も含めて多くの方々に知っていただくことによって、一人でも多くの方々が、この光市に住んでみよう、また、住み続けたいまちになるように努力をしてまいらなければならないということを改めて考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これから一朝一夕にはまいりませんが、できることから、対外的な情報発信に向けて努力したいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。光としての取り組みに大いに期待をしたいと思います、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、企業振興ということで、以前一般質問等でも取り上げたことがございますが、中小企業の振興についてのやはり市民、事業者、そして、行政と、そういったものが一体となって中小企業の振興に取り組んでいくんだというような方向性を一つにまとめるという意味でも、条例というのをもうつくってはいかがかというふうな質問したことがございます。近隣では、柳井市が3月議会で条例をつくったようでございますけれども、光市においては、これまでもいろいろとお話が上がってくる中で、いろんな制度はもう大体できてきているのではないかと思います。なくてもできるんだということになるかもしれませんが、逆にそういったものをさらに発展させるためには、やはり、市民、行政、事業者、そういったものが心一つに合わせていくということも、ある意味では大事ではないかというふうに考えます。

そういった意味でいくと、そういった方向性を指し示す条例というようなものをまとめていくというのも、今後、一つの方策ではないかとは改めてすごく思うわけですが、このあたりについて、現状での何かお考え、変わらないかもしれませんが、何かありましたらお願いしたいと思います。

○芳岡商工観光課長

委員から、中小企業振興条例、あるいは中小企業振興基本条例ということで御質問をいただきました。先行例を見てみますと、おおむね中小企業の振興についての基本理念や方針、また、中小企業だけでなく、行政、商工団体、それから、金融機関等の役割、さらには、市民の理解や協力などを努力規定として掲げられている条例だというふうに理解をしているところでございます。

委員御提案の条例制定の目的や趣旨につきましては、十分理解をしておりますし、また、昨年策定いたしました光市まち・ひと・しごと創生総合戦略において4つの政策目標の1番目に産業振興と雇用の創出を掲げるなど、本市の目指す方向性とも同じくする

ものであるというふうに考えております。

また、この総合戦略は御承知のとおり、現在策定に向けて取り組んでいる第2次総合計画に継承させていくこととしておりますので、その中で委員御提言の趣旨は十分反映されるものと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

了解いたしました。ありがとうございます。

○木村（則）委員

ちょっと私もこの創業支援について少しだけお尋ねしてみたいと思います。

私自身の周りにも、個人で創業を考えている方が何人かいらっしゃるわけなんですけど、私自身ちょっとこの事業に関して理解ができていないということもあってのお尋ねなんですけど、大体この事業を、創業を支援していこうということですが、これ大体どのぐらいの事業規模が、これに当てはめられるんですか。本当に1人個人が商店なり何かお店をやるぐらいからどのぐらいの規模が対象って考えているのかということなんです。

○芳岡商工観光課長

創業者に対する事業規模ということでお尋ねをいただきましたが、特に今回の計画の中で事業規模の制限はございません。例えば中小企業であっても、さらにその中で小規模企業者や、個人的なものも対象となります。また、大企業にあっては、事業所設置奨励条例など、既存の施策の活用も考えられます。

以上です。

○木村（則）委員

どちらかという、個人お1人とか2人とかでいろんな飲食であったり物販であったり、美容院であったりという、そういう創業をしたいと考えている若い人たち結構いらっしゃいます。

一方で、大体そういう人たちは、余り普段から、どちらかという余り広報を見てなかったり、情報を獲得するに当たっても、商工会議所に行くかぐらいはあるやもしれませんが、どちらかという、聞いた話だと、大体最初の融資のことで金融機関に行くと、それで幾ら借りられるんかというふうな話から進んでくるみたいなんですけど、これ例えば、最初に金融機関に、これちょっと一つのケースとして、個人で小規模な商店を開業したいと、金融機関にお金幾らぐらい借りれますかといったときには、そこからは一度光市のこの制度を利用してみてはどうですかという情報提供はそこでされるんですか。

○芳岡商工観光課長

金融機関も、いわゆる民間企業の一つでございますから、そういった相談に応じて、

金融機関の融資メニューもございますでしょうし、また、有利な条件として光市の小口融資の制度があるということで、一つの商品として金融機関において紹介されるものだと考えております。

以上です。

○木村（則）委員

もちろんそうでしょうね。金融機関のそのままのメニューを使うということもあるわけでしょう。一概には言えませんが、ある時期、独立開業をしたいとかというふうに考えてらっしゃる人というのは、半年とか1年前ぐらいからちょっとお店を探し始めて、ある時期を目指して準備をしていくわけですがけれども、この中で創業セミナーを受けるといのが条件になっていようかと思えます。これはどういったものなんですか。

○芳岡商工観光課長

光市内では商工会議所等が行う創業者向けのセミナーであったりだとか、それぞれの部会での金融に関するセミナーなどが考えられます。

また、商工会議所等や金融機関が行う創業の関する相談や融資相談なども広く対象となるように整えております。

以上です。

○木村（則）委員

ちょっと十分これから、私のほうが勉強してまいりたいというふうには思います。

ちょっと改めてこの支援の中身だけでも、これまでと違って最も創業を考えてらっしゃる方に対して有利なのは、融資における金利なんですか。

○芳岡商工観光課長

融資の金利について御質問をいただきました。創業支援事業計画の策定に伴って、小口融資制度の独立開業資金を改めて創業資金を新たに設置することとしております。この融資金利は、現在の金利が1.9%でありますけれども、1.8%に下げまして、それからさらに、先ほど申しましたセミナーであったり、相談窓口など、特定創業支援事業を受けられた方に対しては0.5%の優遇金利を適用します。もしくは、県外から地元へ帰って、もしくは、県外からUJIターンで起業される方についても0.5%の金利を優遇する予定にしております。

それから、その中でも、女性の場合はさらに0.1%金利を優遇いたしまして、最大で0.6%、ですから1.2%の金利が適用される制度を準備をしているところでございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

だんだん理解をしてまいりました。済みません、僕だけ理解してないのかな。

じゃあちょっと私が今これ最後になりますけれども、市役所の窓口に行って、実は、半

年後ぐらいを目安にちょっと小さなお店を持ちたいんだと、この支援を受けられますかと言ったときは、どういう回答が出てきますか。受けられますかという。

○芳岡商工観光課長

融資についてのそういった受けられますかという御相談であれば、制度としては光市が持っていますが、実際に融資を実行いたしますのは、各金融機関でございますので、そういったあたりは、手続を紹介して、具体的な融資の相談になれば金融機関のほうに行っていただくようになります。また、その市の制度が使われる場合には、市の審査会等を経て、決まるものでございますし、また、各金融機関においては、金融機関ごとのメニューを持っている可能性もありますので、実際の融資になれば、金融機関に行っていただくようになろうかと思えます。

以上です。

○木村（則）委員

わかりました。一定程度の優遇が図られたということは理解いたしました。なかなか、しかし、そういった情報を持っている人はほとんどいないんじゃないかなと思いますので、先ほど同僚議員が言われたとおり、そういった情報の発信ということも、また改めて御検討もいただきたいと思えます。ありがとうございました。

○森戸委員

村づくり交付金に続く補助金の動向があれば教えてください。

○酒谷農業耕地課長

村づくり交付金事業は、平成 20 年より農業用排水路、暗渠排水、集落道、農業振興拠点施設里の厨などの農業施設を一体的に整備し、農業の生産性の向上及び農業振興を図ることを目的として開始された事業であります。今現在、集落基盤整備事業に事業名を変更しております。塩田の三鍛冶屋用排水路、島田の大田集落道の整備を実施しているところでございます。

ここ数年、こうした国庫補助事業について要望額に対して極めて小さい額が内示されている傾向にありますことから、計画どおりに事業を進めていくことが困難な状況になっております。

以上です。

○森戸委員

村づくり補助金に続く動向を聞いたんですが、新たに新しいものが出てくるのか出てこないのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○吉本経済部長

村づくり交付金事業、これは以前の交付金でございまして、今は、農山漁村地域整備

交付金の集落基盤整備事業というふうに名称を変更して、引き続き、光市もそれを活用して、整備事業に取り組んでいるという状況でございます。

○森戸委員

わかりました。額が少ないということだろうと思いますので、その額なんですけど、平成 17、18 年といいますか、私、議員になってから 12 年たちますけれども、当初は相当な量があったといいますか、現状、その補助金が少ないおかげで工事が進んでない箇所、要望としてはずっと上がっているんだけど、ストップしている箇所というのが相当あるんじゃないかと思うんですが、例えば、それはどのぐらいなのか、その辺のところは把握をされていらっしゃると思いますでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

今のところ、その辺の数字を把握できておりません。申しわけありません。

○森戸委員

ぜひ把握をしていただいて、必要なものは必要なものとして、農業の振興につながっていくものですから、その辺のところは、把握をしてなければならぬに、要望を強めるとか、そういう活動をぜひしていただきたいと思います。

○吉本経済部長

今の集落基盤整備事業についてです。もともと平成 27 年度でこの事業を終了する予定でしたが、先ほど委員さん言われましたように、国のほうの補助金が縮減傾向にあるということで、どうしても事業を延伸せざるを得ない状況となりました。今年度もそれと同じような傾向になるのかなというふうに思っております。

そういった国の補助縮減傾向の中で、私どもとしても、選択と集中といいますか、優先順位をつけながら、事業の計画的かつ着実な推進に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森戸委員

この件はこの辺にしておきましょう。

もう一点が、小さな河川の浚渫についてお尋ねをいたします。

事例を挙げるとすれば、虹川を例にしていくと、虹川は、建設部と経済部で所管が分かれています。建設部所管の区域内は浚渫をされております。要は、半分程度は浚渫をするんですが、上流部分に限っては浚渫をいたしませんので、なかなか地域住民にとったら、半分で終わって、なぜ残りの半分はしないのかということなるんですが、その辺のところはいかがなんでしょうか。基準というものはないと思うんですが、分断をされるというところからみてどうなんでしょう。何かお考えがあればお聞かせをいただけたらと思います。

○酒谷農業耕地課長

今の御質問なんですけども、経済部では、小河川は農業用排水路ということになるので、浚渫は行っておりません。

しかしながら、豪雨などの影響によって、水路などが閉塞されてしまうというようなケースの場合には、現地調査を行い、必要性についてその都度判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

となると、必要性があると判断すればやるということなんですよ。

○酒谷農業耕地課長

その都度、現地の状況を見させていただき、特に家屋などに被害が想定されるような大規模な排水路については、通報や要望があれば現地確認を行い、必要性について、その都度判断させてもらいたいと思っております。

○森戸委員

虹川の例でいうと、本当そのラインで、所管の境で浚渫をストップしているんですね。下側は今やったわけなんですけど、ほとんど危ないか危なくないかの状況でいうと、ほとんど変わらないといえますか、深さも全く同じで全く変わらないんです。言っている意味はわかりますか。ならやるべきじゃないかと私は思うんですけど、それと、当然高齢化していますから、基本その小河川の浚渫といえますか、維持管理は、地元管理なんですけど、当然地元管理できないですよ、高さからみても、できないからこそ、道路河川課は所管のところまでは全部やったというのが実情だと思いますので、その上も全く河川の幅も変わらないんですから、私はやっぱり土砂の堆積状況もほとんど変わらない状況だと思いますので、それだとしたらやるべきじゃないですか、いかがですか。

○酒谷農業耕地課長

現地を見させていただいて、判断させていただきたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。今の部分に関しては、これ一時のことではなくて、もう過去からのずっとの要望で、なぜできないんだというのがなかなか理解をされないといえますか、地域のほうが、建設部所管の区域の中で浚渫をしてしまったわけですから、その線引きの上はしないというのがなかなか理解をされにくいところにありますので、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

それと、耕作放棄地に対して、耕作放棄の状況で課税をされると、固定資産の課税率が変わるといったような状況があらうかと思うんですが、実際に市街化区域の中でそう

いう課税をされる状況というのが、この光市内に関してはあるんですか、ないんですか、それとも今からなんですか。所管外か。

○國本農業委員会事務局長

ただいまの御質問でございますが、今年度からの事業でございます。市街化区域というより、市内の農地についてこれから煮詰められてまいります。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。また、どのような状況になったかは教えていただけたらと思います。

それと、商工のほうにいくんですが、周南3市で観光連携ということでやられておられたと思うんですが、その観光連携の状況なりそういう部分がわかれば教えていただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

周南3市の観光連携の取り組み状況について御質問をいただきました。こちらのほうは昨年6月に光、下松、周年市が連携し、広域的な観光事業の振興に取り組むということで、周南広域観光連携推進協議会が設立されております。初年度におきましては、3市共通の幕末維新関連の情報を掲載した観光パンフレット「幕末維新出会い旅！」を作成し、各集客施設等々で配布をさせていただきました。また、観光ボランティアの人材育成研修「おもてなし塾」を開催し、座学と梅まつりでの現地研修として、観光ボランティアが会場の案内や観光PRに努めさせていただいたところでございます。

今年度も引き続き、ボランティアの人材育成研修を実施し、観光パンフレットは、最新情報などへの、修正を加え、増刷をし、さらなるPRに努めていく予定としております。

以上でございます。

○森戸委員

去年6月から始まったといいますか、協議会が設置をされて、実際に効果としてはどうなんですか、出てきているといいますか、その辺はそうなっているというふうに理解してよろしいですか。

○芳岡商工観光課長

具体的な集客の人数等々というものは、申しわけございませんが把握はしておりませんが、3市の市長が周南連携で取組む観光振興は大切なんだと様々な場で紹介をいただいているところでございますので、今後効果が広がってくるものだと思っております。

以上です。

○森戸委員

最後に1点なのですが、全国各地でインバウンドということで、外国人の観光客が増加しております。爆買とか含めて、そういった状況があるんですが、この光市においては、外国人観光客の動向といいますか、その辺のところはいかがなんでしょうか。多少なりとも恩恵があるのかどうか、その辺のところはいかが把握されておられますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

光市におきます観光客のうち外国人の状況ということでございますが、宿泊客数等の状況により、一定のルールによって算出しているものによりますと、平成25年度は527人、平成26年度は320人、平成27年度は、世界スカウトジャンボリーの開催というのがありましたことから、6,875人ということとなっております。そういった特殊要因がないときには、どうしても出張であったり、ビジネスで来られる方がほとんどでありまして、なかなか観光誘客にはつながっていないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

25年、26年というところで見ると、なかなか寂しい状況であろうかと思うんですが、世間の流れからは大きく取り残されている状況だろうと思うんですが、全国各地見ていくと、最近はその爆買なんかなくなって、何が当たるかわからないといいますか、ちょっとした口コミとかインターネットで広まった部分に観光客が集中するとか、そういった状況が全国各地で起きているような状況なので、何が当たるかわからないというところがあるかと思うんですが、そういう外国人の観光客の誘致に関しては、例えば、県はどんな動きであるのかとか、そういう動きに対して、光としてはどういうふうに乗っかっていくのかとか、そういった考えというんですか、その辺の考えがあればお知らせをいただけたらと思います。

○芳岡商工観光課長

外国人の観光客の誘致に関する県の取組みについて御質問をいただきました。山口県は大型クルーズ船の誘致推進を掲げ、クルーズ山口協議会を設置して、誘致活動を展開しているところであり、先日の県知事の記者会見でもありましたけれども、年間の目標数を達成し、順調に取組みが進んでいるという紹介もあったところでございます。

ただ、御承知のとおり、主には、アジアからの誘客というか、来県というものが多いため、どうしても、下関、それから、萩の港に着いておりますので、それからバスに乗って日帰り船に戻れるというふうになると、なかなかこの県東部までは誘客に結びついていないところでございます。また、その限られた時間の中で観光スポットを巡っていただくためには、先ほども申しました単市でやるというよりは、周南広域でのスポットを幾つか回ってまた戻ってもらうというのが効果的な策の一つだとも思っておりますので、そのあたりも、周南連携の中で積極的に考えていきたいというふうに思っております。

○森戸委員

わかりました。周南3市でどういうところにニーズが眠っているのかわかりませんので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

以上で終わります。

○磯部委員

済みません。1点だけ確認させてください。室積海岸の保全事業は、2年前から着実な砂の搬入、そして、高潮堤防のそのあたりのこともなかなか国の交付金がつかずにそのままになっておりますけれど、一部しかできておりませんが、今年度、今の砂の調査の進捗状況をまずお聞きしたいのと。もう一点は、今年度の国の交付金の状況をわかればお知らせいただきたいと思います。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

ただいま磯部委員から養浜のその後の進捗状況、それから、国の予算についての御質問がございました。

まず、1点目の養浜の進捗状況でございます。2回目の試験養浜の投入を平成27年の11月に完了しております。その後、平成27年度の繰り越し事業でございますけれども、昨年12月と本年の3月に現地測量調査を実施しております。その後、今年度も引き続き調査解析を行うために業務を継続して実施しております。9月ごろに測量調査を予定しております。

この調査が一定の段階の終わりました時点で、調査結果を総合的に解析しまして、今後の大型養浜の投入量、また、投入位置等の検討を行うこととしております。

それから、もう一つ、予算の状況でございますが、先ほど農業耕地課のほうでもございましたけれども、やはり、大変今厳しい状況が続いております。今年度でいいますと、要望額の1億8,000万円に対して、約2割程度の内示額となっております。

以上でございます。

○磯部委員

全国いろんな災害が起きている中で、なかなか国の予算がつきにくいということもあろうかと思っておりますけれども、着実なそのあたりの進捗をお願いをしておきたいと思いません。

今さっき養浜のことについて、9月ごろには測量の調査、そのあたりの調査結果が今年度中にだからある一定の回答が出るということですか。

○藤井経済部次長兼水産林業課長

現在、9月ごろの測量調査を終えて、これまでの1回目の養浜、あるいは2回目の養浜のその後をずっと調査しておりますので、そのあたりで時期がまいりましたら報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○磯部委員
了解いたしました。